

當局者及資本家側の労働問題に關する意見

貴族院に於ける労働問題に對する質疑應答

一月二十四日貴族院に於て山脇玄氏は左の如く労働問題に關して質問した。

『先づ細民の間には不就學兒童が非常に多い。彼等の兒童に少くとも普通教育を施して節制訓練の道を教へて置かぬと成長後折角働いて得た勞銀をむざ／＼徒費し、溢りにストライキを起し、かくして自分も生涯悲慘の境遇を脱する事を得ず、又生産上にも障害を來たし且つ社會にも害毒を流す基となる此點に關し文相は如何な方策を取らんとするのであるか。次に労働保險に關しては何故政府は法律を早く制定しないのであるか。此様な法律を制定してこそ労働者の生活が向上し安固となるのである。何を苦しんで此切迫した時代に議論に議論を重ねて時を費やすのであるか。次に現代細民の住宅は甚だ不完全のものである。内務大臣は之

に對して如何なる方策を講せんとするや。次に細民住宅の近傍に食糧安價供給所を設けて彼等の生活費を輕減せしむる必要なきか。之に對する内務大臣の所見如何。次に職業紹介所の完全なるものを設け親切に失業者の世話をする機關を置くのは目下の場合是非共必要な事である。今日あるが如き紹介所にては一度新職業を紹介すれば後は捨てゝ置くのである故其效果は甚だ少い。一度紹介すれば被紹介者に管理人があつて、斷へず之に就いて仕事の適否を注意し萬一不適當と認めた場合は更に新職業に轉せしむると云ふ様にしなければ眞に失業救濟と云ふ事は出來ぬ。英國にては労働紹介法の制定あり中央機關には労働紹介總務局あり各地に紹介所を置き年額約二百萬圓の費用を投じて失業救濟の事業をなして居る。内務大臣は此失業問題に關して如何なる計畫をなしつゝあるか。最後に労働組合に就て問はん。現今の狀態では労働契約、工場内の規則、労働時間、賃銀等の取極めに就ては労働者個人意

見は尊重されて居らない。労働組合は此現状に對して警醒を加へんとするものである。集團的勢力の下に資本家と對等の地位に立ち労働條件を協議せんとするものである。労働者が多數を恃んで資本家を脅威する事が惡事ならば、資本家が萬金の力を以て労働者を壓迫する事も同じく惡事である。即ち力の平均を缺く所ある故に往々他を壓するの事實生ずるのである。此故に兩者の力を平均して相互の人格を平等に尊重し、共に

労働條件の協定を待たんとするが即ち労働組合の運動である。此意味に於て労働運動を尙且つ我國體に反し我國民性に反する危険思想なりと云ふものありや。總理大臣は労働組合を助長發展せしむるの考へありや否や。』云々

上記の質問に對して原總理大臣の答は次の如くであつた。

『労働保險法は社會政策の一端であるが既に大工場では一部實行して居る所もある、其必要は云ふ迄もなき事なるが實行迄には慎重なる調査を要す。目下の所は變遷の時期なる故人心の動く所に注意を拂ひ、勢の趣く所を察して、當局官廳にて充分の調査を重ね、然る後に制定必要なりとせば其法律を規定する考へである

次に労働組合に就ては直ちに之を以て危険なりとは考へて居らない。然し労働組合が危険になる虞があり又は、危險ならんとする企てがあるならば當然取締らなければならぬが、何等の危險の虞なく平穩に發達するものならば有つても少しも差支ない。今日の狀態では何等の危險なき様であるが何時如何様なる變化ないとも限らぬ故注意を拂つて居るのである。

又床次内務大臣は次の如く答辭した。

『公設市場、細民住宅、簡易食堂及職業紹介所等の問題は主として公共團體又は私人の力に依つて解決せしめん考へである。公設市場は先般標準的のものを調査し各地に通牒して成るべく標準的のものに依つて施設せん事を勧誘し置いた次第である。次に細民住宅の事も標準的のものを調査して之に依らしむる様先般各地に通知し置いた。此等問題は國家直接干與せず國家は成るべく其施設に便利を與へる位にして其直接の實施は成るべく都市等の公共團體をして完成せしむる考へである。職業紹介所も亦漸次其發達を圖るべきであるが現今にては多くは都市のなす所に委せてある。我國の今日の有様では其程度にて可なりと信じて居る。外

國には大仕掛の設備もある様であるが日本と外國とは國情も違ひ又労働者の状態も違ひ我國では目下専門の職工と云ふ様なものこそ澤山にない故に主として都市を督勵して職業紹介の事に當らしめ互の聯絡を取つて行くと云ふ様にせねばならん。此點に就いて傭主側に於て仕事の伸縮をなす場合は常に注意せば失業者に就て甚しき面倒を惹起さず自ら手加減も出来ると思ふ。』云々

更に中橋文部大臣の答辯は左の如くであつた。

『不就學兒童の件は歴代内閣共に心配し私共も憂慮して居る所なるが此問題は一面貧民救濟事業に關係し、而して救貧の事は各國共に手を焼いた苦い經驗をもつて居る。それ故此問題は慎重に考慮せぬと却つて貧民を助長する様な事がないとも限らぬ。幸工場法施行以來或工場には義務教育を施すべき施設を設けさせて居るのであるが、それが完全になれば大いによくなると思ふ。併し其他の件に就ては餘程考へぬと第一食料も給する要あり、學資も給する要あり、又働いて賃銀を取つて居るとせば賃銀迄も給する必要があると云ふ様になるかも知れぬ。それ故此等の件は充分に注意して

調査し研究の歩を進め、慎重なる考慮を以て出来る丈けの施設は致さんと考へて居る。』

労働問題に對する警視總監の意見

一月二日萬朝報は労働問題に對する警視總監の意見を次の如く傳へた。

『労働問題の如きは戰後必ず起る問題であらうが我國の情勢は歐米各國のそれと趣を異にして、勞力と報酬との觀念にも相異がある。少し語弊はあるが我國は主従的な家族的な風習を傳へて雇主を主人と稱してゐるに觀ても此問題は案外圓滿な關係を持続する事が出来うだらうと思ふ。』

労働局設置の急務に關する

宮島清次郎氏の談

一月二十日、東京時事新聞紙上に宮島清次郎氏は労働爭議防止策は大正八年度に於て研究すべき一項目たる故が對策として労働局設置の最も必要なるを思ふと前置きして、更に國家の政策が領土的膨脹政策より轉じて多數國民生活の幸福増進に向ひし所以を述べ、

本論に入り労働争議防止法に就ては、(一)資本家並に労働者の自覺を促し資本と労働との調和を計り以て兩者の軋轢を防止する方法。(二)國家の法律により兩者の利害を裁定制限し未然に紛争の發生を防止する方法(三)労働者は労働組合を資本家は同業組合を組織し相互に適當なる方法を講じて紛議を避くる方法と三方法ある所以を論じ我國目下の狀態よりせば(一)の方法は急激に労資の双方に自覺の望み難き事情ある故實行困難なり、又(三)の方法は第一同盟罷業を惹き起し安く第二に不熟練労働者の失業を誘致し安く第三に經濟界不況の時一層不振を招きて失職者を出す虞れある故其實行は却て不合理なり、それ故我國に適當なる労働争議防止方法としては(二)の方法により國家の機關による最も良好とす云々と論及し、最後に其機關をして強制力を有する労働局設置の必要を説いて居る。

労働問題に對する床次内相の意見

二月十七日大阪新報、東京讀賣新聞等の紙上にて床次内相の談と傳ふる所に據れば、日本には古來主從關

係若しくは温情的雇傭關係あるを以て此美風を巧に利用せば敢て歐米の糟粕を嘗める必要なし。近年歐米にても識者間には從來の労働組合法に慊焉たるもの多く現に英國にても組合法による組合よりも夫れ以外の組合の數漸次増加するの傾きを示して居る。故に日本にても將た資本家と労働者との対抗を意味するが如き規則を設けずとも兩者の意志を疏通せしめ、圓満に向上せしむる様の方法を考究するをよしとする。溢澤男の如きも始めは組合法制定を口にされて居た近來此主義に賛成さるゝに至れり但し現在の狀態にては直ちに此理想を遂行し難き故、資本家に今少し労働者の立場を理解せしめ、彼等及び彼等の家族の救濟教育等の方法を親切に研究せしめ、工場施設の上にも改善を加へしむるの要あり。又労働側にても歐洲戰爭以來其數は増加したが其能率は却て減じて居る。其の理由は不熟練職工が増加した爲めではなくて主因は勞銀のよくなりし爲勤勞心を缺くに至つたからである。斯様なことでは労働者生活の安定も到底望み難き故尙一層労働者に自覺心を養成せしむるのが目下の急務である云々との意見が掲げられて居る。

三益主義の實行

昨年來三島彌吉氏は三益主義なるものと唱道し其實行の試みを三益商會なるものでやつて見た。其方法は例へば茲に會社の利益が一萬五千圓あるとすれば之を三分して五千圓は資本家へ、五千圓は重役へ他の五千圓は使用人に分配すると云ふのである。而して資本家に分配する五千圓の中から相當の積立金を引去り、残り丈を資本家に分配し、又使用人への分配は技倆や勤勉の程度に應じて高下を附けるのであるが、最高が月給の六ヶ月分最低が三ヶ月分を分與する。若し此割合にて使用者への分配額が三ヶ月以下になるやうな場合があつたならば、重役及資本家への分配額を削つて使用者の分配額に補充するのである。兎に角此様な方法を以て分配を比較的公平にし資本家と使用者とを温い楔で結合せんと企つるが三益主義の目的である。儲て此主義が唱へれてから之に對する種々の批評が出た。甲の批評は主義の實行に當りて使用人に眞意を理解せしむる必要がある。労働者に精神的理解なくては主義の實行は無效であると云ひ、乙の批評は分配された利

益を労働者の爲めに利用し保管する組織を伴はなければ徹底しないと云ひ、更に丙者は三益主義は理論上正確である。使用者が重役の百倍である場合も一萬倍である場合も同じく三分の一では利益分配の割合 非常な差別がある。斯様な不正確な利益分配方法よりも寧ろ賃銀増加の方が遙かに合理的であると云ふ。

時代の推移を職工は未だ本 當に知らない

大阪日日新聞三月一日紙上に富士製紙大阪工場長山村正熊氏は次のように述べた。

他の工場は知らず、自分の工場では紡績工場に次ぐ堅實な工場として職工等は多年勤続の者であり、尙不足を感じてゐる時である。縱令労働問題の聲が潮のやうに、押し寄せて來ても私の工場は痛痒を感じない。又夫程急に労働者の奮起しようとも信せられない。今の職工は只賃銀さへ多ければよいのだ。人格とか、自己の權利とかを自覺してゐる男は居ないのでから、外國に見る様な大問題を惹起するには前途遼遠だと思ふ何と云つても『依らしむべし』の方針でなくては駄目

だ。恁ふ云へば時代錯誤の甚だしいものと攻撃されるかも知れないが私は依然として斯の言を繰返したい。時代の推移を職工は知らない、馬の耳に念佛で、職工の自覺を促さうとしても夫を咀嚼する力がない。教へても理解しないのだから教へ様がない。資本主は職工に對して労働に適合する賃銀を支拂へば何も問題は起らない。無智な職工でも工業主と意志の疏通さへ圓満に行つて居れば就て時代思潮を吹き込んだり、又其準備教育を爲すの必要はない。國家的には製產能力を高め職工自身には安らかな生活を營み資本主は安泰の位置に居れば小言はない筈だ。安泰に就いては心配するに及ばない。日本の職工が權利を主張すると同時に義務の觀念を抱いて来る迄は大丈夫だ。自分の勉めを少しだも誤魔化さうとのみ考へてゐる中は確かな主張も秩序ある運動も起らない。』云々

職工よりも事務員扱の問題 を先にせよ

三月二日、大阪日日新聞紙が大阪電燈製作所工場長阿武助三氏談として紹介したる其要旨は次の如くである。

『労働問題の解決とは眞に大問題である。其解決策も色々論議されてゐるが、自分としての所感を述ぶれば食糧問題の解決が骨子でなければならぬ食糧問題の解決を見ずして即ち生活の脅威から脱出せしむる事を忘れて世界の思潮が如何に労働なる語を中心としてゐるからとて労働問題を喋々しても實に馬鹿氣た事である。労働問題が喧傳され來つたのは畢竟食糧不足が原因である。食はねば生き得ない人間に充分の食物を供給し得ないから不安を感じ、不安は團結の状勢を増して『吾にパンを與へよ』と云ふ絶叫が初まつたのである。腕一本を資本としてゐる人々には賃銀少くパンは高く乏しい。此壓迫を切掛けんと焦るのが第一因である。故に食糧問題の解決が最急務である。茲に忘れてはならないのは労働者の爲に叫を擧ぐると共に事務員達の爲にも同じ叫びを擧ぐる事である。職工の賃銀と社員級（事務員級）の報酬との差の甚だしいのは事實で、生活に苦しむ點から云へば労働者以上と一般に認識されてゐる事務員等の方が苦しんでゐるので、彼等も亦労働者の一部に屬することを識者は失念する事なく、此解決を先にして貰ひたい』。

職工に宗教心の涵養

三月三日、大阪日日新聞に日本染料大阪工場清野久三氏は次の如き意見を述べに。

『何んでも新しい思想を充分に見極めずして危険と云ふ言葉を被せて抑えつけやうとするは非常に殘念だ。

自分は學者の机上論と實際とが何處迄合致してゐるかを研究して見たいと考へてゐる。自分の工場には七百人内外の職工が居ますが、大部分都會馴れぬ田舎出の統御は至つて樂である。尙夫等の者の寄宿舎は自治制にしてゐるが至つて亂雜不體裁なものである。寄宿舎を見る度に彼等が選舉權行使する能力ありやを疑はないではゐられない。自分は普通選舉に賛成であるが、現在日本では其處まで進んでゐない。一體日本人は自治に適しないが、職工は殊にさうであつて、之は要するに宗教心が缺乏してゐるからだと思ふ。日本の職工には單純な祖先崇拜はあつても神と共に働くと云ふ様な精神は少しもない。職工を自覺させる法は先で宗教心涵養に在りと信じ、毎月一回は僧侶を頼んで講話をしてゐる。講話後二、三日は寄宿舎は大變靜かである。尤も休日に行ふのだから仲々集り難いので茶菓

を供して多少でも迎へる様に努力してゐる。』

失業と其救濟とに就き寺澤

直人氏の談

三月十一日大阪日日新聞が大阪旭造船所寺澤直人氏談として紹介したる要旨次の如し。

『失業者救濟の問題が國家的に研究される様になつた事は労働者の爲めに賀すべきである。造船業すら戦後の不況の爲め多數の職工を解雇し始めた状態だ。殊に當造船所の如き新興會社は創立時代に選擇の餘裕なく玉石混交で職工頭數を揃へた所では漸次縮少して二千人以上働いたのが目下一千名内外に減少した。解雇者は主として不熟練職工ばかりで不振時代が來ぬまでも職工の精選を行ふ時には當然失業の悲運は廻り来るものである。只世間の視聽を惹く時代故に工場主が怨の的となるのではなからうか。失職者も出よう、然し糊口に窮るのは極めて少數で、腕に相當覚えのある連ふ様な精神は少しもない。政治家が失職者救濟策を絶叫するのが寧ろ滑稽である。職工は貯蓄はなくとも、何處にでも日は照る事を信じ又其通り職を見付けてゐる。成程事業界は一頓挫した

様だが成金連は茲一年も經たぬ内に資金を遊ばすよりはと新事業例へば東京大阪間急行電車、關門連絡鐵道の如きにきつと手を入れるだらう。だから失職者の救濟など敢て研究會も調査會も必要ない。熟練なる職工は會社としても二圓三圓給料を支拂つても解雇しない不振時期に職を失ふのは無能者で且つ全く少數に過ぎない。』

資本家保護は何故に生れぬ

か

大阪日日新聞三月十二日紙上に大阪中川鐵工所釜洞盛太郎氏は次の如く語つてゐる。

『戰爭に入つて以來鐵工業者の殷賑の結果、何も知らぬ仲仕、農夫迄が鐵工顔して大威張りで雇はれる様になり、職工争奪の苦心は局外者の窺知し難い辛勞があつた。此弱味を百も承知の職工が工場主を如何に困憊させたか、工場主も背に腹は換えられないで隨分忍んで彼等の爲めに盡した。同じ労働者で在り乍ら相當常識がある爲めに事務員は職工の百七八十圓の收入を眺めつゝ三四十圓で我慢させられて來た。兎に角、過

去に見た労働者の行爲から割り出すと労働者が資本家から壓迫されてゐるとは思はない即ち職工保護でなく資本家保護論が何故生れぬかと不思議に感する。

成程不振時代は來よう。しかし日本の職工は家に歸ると三千年來の家族制度とその云ひ知れぬ樂しみもあると涙もあるので、個人主義本位の外國の制度精神を以つて労働問題を解決しようとするのは不可能な話で笑止の沙汰だ。日本では飽く迄涙と情である、そして工場自身に一種の空氣を醸成するに越す策はない。』

日本色を加味せよ

大阪日日新聞三月十三日紙上に記載されし大阪日本電線製造會社北山寂氏の談は次の如くであつた。

『今日の労働問題は工場法以上に直譯的議論である。日本では法律論權利論一方では駄目だ。敬服する人の爲めならば火をも辭せぬといふ人格中心主義の日本人に法律で始終せよと命ずるのは不可能である。東洋人の偶像崇拜は永遠に消滅すまい。皇帝中心である如く資本労働の間にも情が漂はねば駄目である。憲法政治にしても日本色を加味し偶像崇拜の精神が加はらねば理想的に行かないと同様ではあるまいか。信用ある八

百屋は併の代になつても別に轉職の必要がない様に、職工も代々親子工場に務めて精神の向上を計れば、良い結果を生まふ。職工が成金を夢見る内は職工が蕪雜な證據である。尋常小學の卒業者と高等小學卒業者を職工の成績から見ると後者が前者に數等劣る。之は教育上の大問題だと思ふ。生咬りの人格問題などを知ると兎角熱心がなくなる。』

日本の労働問題

三月十五日夜弘道會講演會に於いて堀江歸一氏は語つて曰く

『労働問題は我國に於ても非常な勢力を持つて來た。

然し、我國のは歐米のとは餘程其性質を異にしてゐる英國の如きも出征軍人五百萬が歸國し、軍需品製造職工三百萬が失職し約八百萬の労働者が血眼で職を求めてゐる。我國では失業者救濟問題よりも労働者問題に對する社會の覺醒と云ふ事が主となつてゐる、即ち之を機會として労働者の待遇方法等が考究され始めたので、歐米の成金は其利益の約八割を戰時利得税として徵收された。我國の成金は此負擔が非常に軽くて戰爭の終り頃僅かに一割半乃至二割の利得税が實施せられ

たに過ぎない。だが我國もやがて失業者が多數出る。政府も議員も定見のない事は遺憾に堪えない。しかも今尙重大なる社會政策を慈善救濟の様に思想してゐる傾向から脱しない。本問題解決の鍵は労働組合を發達させるにある。此組合が健全な發達をなして資本主の不正不義を懲らしむる方法と失業者に對する給與金の方法を作る事等は最も必要な事である。ストライキの如きも組合規定に依る正當なものであらねばならぬと同時に頭からこれを危険視することは當を得ないと思ふ。』

川村警保局長と労働問題

四月十一日東京毎日新聞は川村警保局長の談として左の如き記事を記載した。

『労働問題が論議される割に眞に労働者が醒めてゐるか否かは甚だ疑問である。若し労働者と資本家とが眞に覺醒したならば素より相互の利益關係は圓満に治る可き性質のもので資本家と労働者との利益が相反すると云ふ説には自分は心服出來ない。自分は労働問題の前途に就いては樂觀してゐる、現在該問題の中心は賃

銀問題であるが若し收入の點から論すれば寧ろ低級な官吏、會社員等が彼等より數等窮境にあるものと云はねばならぬ。労働者は資本家を怨嗟し攻撃するけれども資本家は時代の趨勢を見て漸次に覺醒しつゝ在つて種々の方法で労働者の利益を圖つてゐるのは事實だ。併し此際姑息の手段を以つて労働者を籠絡し一時を糊塗する資本家があるならば不測の災を招く基である。資本家は飽く迄充分なる了解の下に誠意を以つて之に當らねばならぬ。目下資本家が労働者に與ふる待遇其他に就いて實地研究を爲しつゝあるが、傳へらるゝが如き殘酷な資本家ばかりでなく中には賞讃すべきものも尠くない。鐘紡、富士紡の如き其一例である。だから大體に於て調査は出來てゐるが、更に積極的に不都合なものに警告を發するといふ様な事は干涉めいて官僚政治色彩を帶ぶるから暫くは單に調査に止めたい。

利潤獨占が病根

『自分の課の職務は直接労働問題に關係なきも間接に非常に深い關係がある、而して労働問題解決の方法は何より先づ第一に資本家が労働者に對して正當な利益分配を爲す必要がある。生産の利潤を總て資本家だけが獨占して了ふと云ふ事は甚だ不合理である。又、労働者にも智能を充分啓發させ一國產業の興廢が各自勞働者に懸れる事を自覺せしめ、又資本家側には労働者に對し高い賃銀を仕拂ふ事の自身に利益であると云ふ考へを徹底させたい。又社會調査生活改善等を絶叫し乍ら漫然所謂慈善家の手に一任して置くが如きは甚だしい矛盾で、國家は須らく産業發展の大目的の爲めに住宅公營質屋、公設浴場等は適當な法規を設け、國營又は公營たらしむるが至當である。感化院の如きも府縣費負擔の爲めに申譯的のものが多いので反つて反対の結果を生む様に思はれる事が多々ある。斯く實例から觀ても社會問題の如きは統一的に國家で遣らねば効果を納め難い。内務省でも近く、貧兒保護法、不具廢疾者保護法、幼年労働者保護法等の諸法律を制定すべく着々調査中である。』云々

工場の惡中間者をも考究せよ

四月廿七日大阪朝日、財界十方瞰に論じて曰く、労働問題の論者が何れにも資本家と労働者との間に經營者及水陸兩棲動物の如き職長なるもの在つて所謂労働問題の紛糾を層一層面倒ならしめつゝあるを忘れてゐる。殊に株式組織の大工場に於いて現時の我國にては普通職工の上に位する職長なるものが職工の合同意思其儘を上に取次がす、又資本主經營者の依託を其儘下に傳へず、中間に於いて職工を商品と見る殘忍なる不徳行爲と職工の頭を刎ねるの不法利得とを敢てし上下の間に溝渠を深むるものである。是等は多く職工より成上りで技術の腕前よりも巧智に長けた者である。近頃暴露したる淺野造船所の四百名の幽靈職工の件の如きは其最も惡辣なる一例である。

本事件は昨秋の造船の繁忙期に同造船所か多數職工雇入増員を職長に託せし折雇入實數以外に四百名の幽靈職工を作り其假裝雇入れ費用は其後賃銀までも職長が横領しつゝ在りしを本年に入りて露顯したもので

ある。斯の如き大仕掛けの横領は稀なるも、此と同種又は類似の行爲は大小の差こそあれ各工場に於いて數へ切れぬ程行はるゝと云ふ。吾人は我國の労働問題研究者に對し是等中間に在る吸血蟲の驅除方法をも併せて研究せん事を望むのである。』云々

労働政策の設立難

『四月二十九日東京日日新聞所載警視廳山下工場課長の談は次の如くである。

『東京府市の工場（職工五十人以上）は三月一日現在四百四十五で十萬六百五十三人の熟練職工を有し、まだ七千人を不足してゐる。之れと五十人以下の職工を使用してゐる工場一萬二千と、雜役人夫とを加へると工場労働者の總數は二十五萬に餘るが之に對する東京府工場課には僅かに十一人の吏員丈けで豫算も切詰められて何をする事も出來ない。同課表面の仕事は工場検査と労働状態の巡視であるが工場主は今尙十六歳以下の少年労働者や女工を十二時も酷使してゐるが當局の手不足は是さへも絶滅し得ない状態であるから、彼等の生活内面へ立入る事などは不可能だ。労働者の眞生活を研究し社會に訴へたならば眞實の社會政策も生れ

よう。今日では夢見る様な有様だ。』云々

工場監督官會議に於ける山本農相の訓示

五月十六日、工場監督主任官會議に於て山本農相は次の如く述べた。

『我國の工業は歐洲戰亂の影響を受け其發達顯著にして未曾有の隆盛を見たるも平和克復と共に其反動を免れざるべし。幸にも未だ失業問題等の困難を惹起するに至らずと雖も今後に於ける工場及職工の状態は特に注意を要するものあるべし。諸君は法規の勵行を期すとともに共に工場設備の改善、衛生の完備に務め、能率の増進を計る爲時運に適應するの施設を奨励し、指導誘掖の實を擧げ、又資本と労働との調節を圖り、職工と工場主との間に於ける意志疏通の途を講じて労働争議の發生を未然に防止するに留意せざるべからず。今や世界の大勢を觀るに歐米の先進國何れも労働者の利益を保護増進するに努めつゝあるは諸君の夙に熟知せらるゝ所ならん。過般巴里の平和會議に於て規定せられたる國際労働規約に於いても最低賃銀の原則、労働時間の制限、幼年者并びに婦女の労働に關する事項等を

規定して労働者の注意を向上せしむるの主義を明にせり。而して我國も亦國際聯盟の一員として國際労働局に加入せんとする以上は之に順應して諸般の施設を行はざるべからざるは勿論なり。只我國の工業近時長足の進歩をなし往時に比して面目を一新したるの感あるも、之を歐米の先進國に比すれば工業主の資力に於ても亦職工の熟練に於ても未だ遠く及ばざるものあり。従つて労働規約の中には直ちに之を我國に適用し難きものあるべし。特に資本家と労力との關係に急激なる變化を生ぜしめ、爲に生産を減退せしむるが如きは努力して之を避けざるべからずと雖も、又今日より世界の大勢に従つて進展するの用意なからべからず。此間の調和を計るは其實際の衝に當らるゝ諸君の考慮と不撓の努力に俟つ所多し。』云々

憲政會總裁の労働問題に對する意見

五月十七日、名古屋經濟會晚餐席上にて憲政會總裁加藤高明氏は労働問題につき述べて曰く、『前略講和會議に於ける労働問題の條項は先づ原則を定め或る程度

の除外例を設けるも結局我國に對しても此原則を適用するの餘義なきに到るべし。日本は労働條項の原則を認めながら尙國情の之に適せざるの故を以て實行を欲せざるが如き意志を表明しつゝあるも、内外の情勢は早晚此等の原則を實行するの餘儀なきに至るべく、

除外例あるが故に對岸の火災視するは早計なりと言はざるべからず。而して右の労働原則を通覽するに労働時間の制限、幼年者労働禁止、労働組合の確認、最低賃銀の制定等種々あり。我國の工場法に依れば労働時間は二三の除外例を除き十時間制なるが、早晚日本に於ても八時間労働制を實行せざるべからざるに至るべし。余の見聞する所に依れば西洋人の労働者は極めて義務に忠實にして日本の労働者の及ぶ所にあらず。若し日本の労働者に對す八時間制を實行すとせば正味働く所は幾何もなかるべく到底西洋諸國に對し經濟上に於て競争する事困難なり。今日我國に於て労働問題を論する者の中には或は温情主義を唱へ或は主従關係を以て問題を解決せんとする者あれども今日の如き大工場組織に於て温情主義を實行するが如きは絶対に不可能なり。資產階級は宜しく此形勢を察知して労働者の

権利を充分に承認し騒動及び革命等の不祥事を未然に防がざるべからず。『云々

労働運動に對する岡警視總監の意見

六月一日東京日日新聞紙上に於て岡警視總監は述べて曰く。『労働問題に就ては取締上、時代と逆行する様な事はせぬ積りで大概大目に見て居たが、彼等は益常軌を逸し筆に口に過激な議論をなし、資本家の征伐は同盟罷業を斷行するに限るとか、經濟的直接行動をするのが有效の運動方法であるとか、其他色々過激な事を宣言決議するに至つては最早最後の手段に出づる外はない。今後彼の労働同盟會主催の労働大會の如き演説會は治安警察法に依つて禁止する筈である。併し眞面目に労働問題を調査研究する機關並に労働者が眞に自覺して其の雇主と話合ひ双方理解するを目的とする會合は大に歓迎する』云々。

大隈侯の労働演説

六月三日、大隈侯爵は徳川頼倫侯と共に東京本所三

田土ゴム會社を參觀し、次で職工に對して演説して曰く『今日は働きが國の本である。併し唯力の働きばかりでは駄目だ。何としても智と金とが必要である。金は資本家が出すが、智は勞働の餘暇に諸君が磨かねばならぬ。女も智を得れば男と區別される事はない。給料の如きも男と同じからねばならぬが、日本では未だ今急に其處迄は行かぬにしても、其覺悟を以て働くならばならぬと思ふ。又經營者も職工さんを憐み常に其生活狀態に注意しなければならぬ。又職工諸君も病氣、負傷、老廢の事を考へて、大に働き大に節約すれば、同盟罷工など起るものでない』云々。

床次内相全國商業會議所大會に於て勞働問題を説く

六月十三日商業會議所全國聯合大會席上に於て床次内相は左の如き意見を陳述した。

『資本勞働に對する社會政策問題は最近種々論せられ殊に大戰以來識者の注意を呼び愈重大なる意義を持つて來た、これの解決は法制、經濟、又は精神的方面よりすべく、單一なる方策のみを以てして之を徹底的に

行ふと云ふが如き尋常一樣なる手段では到底不可能である。常にあらゆる方面より研究調査を遂げねばならぬと思ふ。同盟罷工の如きは統計の示す所に依れば最近異常に増加し、今後益々増加するの傾向がある。是は不得止の勢であるが、軌道を外れた行爲のない様可成人心の柔ぐ方法に導く事が肝要である、余は素より此問題につき多くを論すべき資格は無いが、現状を以て將來を思ふに此間何等か盡さうべからざるものありと思ふ。今歐洲に於ける資本對勞働の有様を見るに國により夫々沿革事情を異にするものあるも兎に角資本に對して勞働は弱者の地位にある。此地位を向上せしめる爲に、勞働者は團結力を養ひ時にはストライキを爲し、遂に資本家に對するの勢を作つて、勞資相互に對立するに到つたものである。併し是は決して日本に於て學ぶべきものではあるまい。今日日本の狀態は漸次小なる組織より大なる組織に向ひつゝあるのである故、ストライキの如きも漸次増加する傾向を帶び、將來如何になるかは誠に識者の憂慮に堪へない所である。それ故現在の日本として何等か施設する所なき時はやがて歐洲に於けるが如き形勢を招致するこは必然

でないかと思ふ。併し道徳上及び經濟上より觀て勞資二者を對抗せしめて改善を計ると云ふことは果して適當であるや否や。余は此二者は互に相助け不可離の關係あるものと思ふ故にそは互に協調して進むべきものと信す。此見地にして誤ないとせば今日日本の勞働問題は其何れに向ふべきか即ち對立か協調かの分岐點にあるものと思ふ此際速に適當なる施設をなして兩者の協調を計る必要があるのである。而して是が目的を達する手段には勞働保險、職業紹介、安價住宅、職工教育等幾多の問題があるのである。其内國家又は公共團體の成べき事柄もあるが、又資本家側に於ても其盡すべきは盡す様にし、尙又他方に勞働者側にも其自覺を促してかくして全般的に其問題の解決に盡すべきであると思ふ。而して此目的の爲に協調主義に基く一大機關を設けんと希望して居たが、幸朝野有志者の間に纏りたる議案成り此際多方面の人士を網羅した、勞資何れにも偏せず、官僚でもなく政黨でもない一大團體が此問題解決の爲に出現せんとする機運に向つたのは深く喜ぶ所である。』云々

同盟罷業に對する立石工場 課長の意見

農商務省工場課長立石氏は六月十四日の時事新報紙上に述べて曰く『工場主對職工の紛擾は今後益々起るものと想像される。之を未然に防ぐのは困難であるが當局としては種々考へて居る。彼等職工の要求を見るに何れも賃金の値上げであつて、其要求の容れられぬ時は暴動と化するのである。當局は此事の起る前に兩者との間を調停する方法に就て苦心して居るが、之には法律を以て最低賃銀を定め、定額の月收ある様にして生活に安心させるのも必要であらうが、自分としては官吏、工場主職工の代表者から成り立つた委員會を作つて、此委員會へ法律を以て絶對の權能を與へ、同盟罷業の起る前即ち職工がある條件を要求した時委員會員が裁判官となつて、職工の要求の可否を定める様に是非したいと思ふ。徒に官憲の力を以てストライキを起した職工等を壓迫しても夫は到底抑へ切れるものでないから、斯様な機關を設けて圓滿に解決することに努めたいと思ふ』云々。

小橋内務次官の労働問題に 關する意見

六月十五日大阪毎日新聞紙上に小橋内務次官は左の如き意見を述べた。

『現下の問題として世論の囂々たるは労働問題なるが當局としては努めて資本と労働との協調に留意し、彼の労働組合の如きも相互の修養、技術の向上の爲にする健全なるものゝ組織せらるゝは寧ろ大に歓迎すべきものと思考し居れり。資本と労働とは車の兩輪の如きものなり。併し資本家の横暴甚だしくして忍ぶべからざるものあれば労働者が組合の團結を以て資本家に當るは餘儀なき所なるも、當局としては飽く迄兩者の調和融合を希望せざるを得ず。或は治安警察法第十七條の存在を以て組合發達の障害物なりと論ずるものあるも、當局に於ては條文の解釋は時勢に伴ふべきものにして、労働者が自己の利益の爲に集合し、又は同志と糾合する行爲の如きは第十七條に該當せずと解釋し居れり。唯關係者以外の者が煽動又は誘惑せる場合のみ第十七條を以て處斷せんとす。要するに現内閣の態度

は極めて進歩的にして労働者の行動に對して何等の障壁を設けんとするものにあらず、即ち同盟休業の如き其主張の適當にして手段の穩當なる限り之を壓服せしむるが如き意志なし。又思想問題に對しても當局は極めて寛大なる態度を執りつゝありて、國體の大本に關せざる限り總ての言論を自由に發表せしむる事は文化の進歩を計る所以なりと信ず』云々。

水野前内相の労働問題に關 する意見

六月二十六日水野練太郎氏は大阪毎日紙上に左の如き意見を述べた
『鐵道院が最近八時間勤務制を真先きに實行する様になつたのは、一般産業界に對する驚異でもあり、又刺戟でもある。内務省邊りでも資本と労働との調和に就ては餘程考へて居るらしいが、先づ労働者に對する保護方法がどん／＼設けられなければならぬと思ふ。』云々

治安警察法第十七條に對す

る官憲の態度

六月二十七日東京日日新聞には治安警察法第十七條に對する官憲の意見を左の如く載せて居る。

柴山農商務省事務官は『賃銀値上げの運動を始めると警官が治安警察法の例の誘惑煽動の四字に當嵌めて解散を命じたりするので却て事を大きくする場合がある。労働者に値上運動の起るのは止むを得ない、例の『誘惑煽動』には當局も實際弱つて居る。近く何とか改正さるゝだらうと信じて居るが、此問題は現下の労働問題に取り最も重要な點なので當省の考へばかりにも行かず、上方（大臣）でも色々攻究して居る。』

池上警視廳高等係主任は『法の存在する以上適用しない譯には行かぬが溫和な運動には成るべく干渉せぬ事にしてある』と語つて居る。

尙農商務省では全國工場の監督官をして職工の賃銀状態を調査研究をして居るが、同盟罷業に就ては法の不備の爲傷害扶助を除くの外何等嘴を容るゝ權利がないと云ふ。

労働問題に對する各省高等 官會議

當局者及資本側の労働問題に對する意見

農商務大臣主催の下に目下高調せられ居る労働問題に就て寄々談合する機關を作ら爲め左の諸官は本年夏以後隨時集合して協議する事となつた。

農商務大臣山本達雄、内閣統計局長手塚虎太郎、印刷局長池田敬八、法制局參事官松村眞一郎、鐵道院副總裁石丸重美、同參事別府丑太郎、外務次官幣原喜重郎、通商局長田中都吉、大使館參事官松田道一、内務次官小橋一大、地方局長添田敬一郎、警保局長川村竹治、大藏次官神野勝之助、專賣局長野中清、陸軍次官山梨半造、陸軍中將宮田太郎、海軍次官柄内會次郎、海軍大佐薬原英三郎、文部次官南弘、普通學務局長赤司鷺一郎、農商務次官大塚勝太郎、工務局長四條隆英、鑛山局長崎川才四郎、遞信次官秦豊助、管船局長若宮貞夫。

政友會政務調査に於ける内 相の労働問題觀

七月三日政友會政務調査會に於て各總務幹事委員出席の上労働問題に就て各自意見を交換し岡警視總監より東京市に於ける各労働組合及之と社會主義との關係、職工の賃銀及工場の勃興狀態等に就ての講演あり、次で床次内相は労働問題に關して左の如き意見を述べた。

西洋の労働問題は資本家と労働者の對抗によりて發達し來りたるものなるが日本の歴史に於ては未だ曾て資本家と労働者の對抗關係を見たることなし是れ國情の異なる所以にして予は西洋の對抗主義を其の儘輸入

し日本に此の如き思想を助長することをまず我が國に於ては飽迄資本家と労働者との協調を保ち互に相倚り相扶けて産業の發達を期するが兩者の爲社會一般の爲にも有利なるを以て此の如き輿論を造り此の如き風潮を指導することが現下の労働問題を解決する上に最も必要なりと信ず其の方法としては政府自ら之に當るも不可なれば資本家又は労働者が自ら之に當るならざる者が發起人となりて有力なる團體を組織せんことに努めつゝあり労働組合に關しては各工場毎に縦の組合を造ることは可なるも横の組合を組織することは日本の現状に於て好ましからず且労働組合を禁止するの法律は存在せざるを以て自然の發達に任すを可とする故に法律を以て之を助長するの必要なし治安警察法第十七條の誘惑煽動なる語は労働問題以外のものに對しても宜しからぬことなれば斯の如きものに對しては依然相當の取締を爲すの必要あり然れども誘惑煽動によらず正當に同盟罷工を爲すは何等差支なきのみならず誘惑煽動なる文字の解釋に就ても政府は労働者的人格を認め成るべく寛大に取扱ひ其適用を少からしむる方針なり云々。

七月六日憲政會は關東大會を名古屋に開き、席上加藤總裁は左の如く労働問題に關して言及した。

『社會政策に就き一言すべし一は現代の社會組織を根本的に破壊せんとするに對し他は生活に困難せる労働者に對し正當の救濟を爲さざるべからず日本の産業狀態は列國と異れりとの趣旨の下に異説を立つるが如きは世界の落伍者となるのみならず人心を善導する所以にあらず』

同盟罷業に對する岡警視總監の聲明

七月二十五日新愛知紙上に紹介されたる岡警視總監の談大要は左の如くであつた。

『昨今の罷業は之を同盟罷業と云ふを得ず、同盟罷工と云ふよりは労働者が共同して資本家に向ひ或要求を爲すものにて罷工の文字は少しく面白からず、警視廳は物を破壊し亂暴を働き或は他の労働者を誘惑煽動せざる限り一切干渉せぬ方針なり』云々。

有吉兵庫縣知事と労働問題

大阪工業試験所長莊司市太

八月十五日神戸又新日報に有吉兵庫縣知事談として報する所は左の如くである。

床次内相の意見としては労働組合を造るには工場の種類を統一し縦断的に組合を設くる意向の如きも、一般の考へは夫れに反対し地方々々の労働者の集合を以て組織するが適當なりとせるが如し。果して何れが適當なるか、何れに決定するかは今後の問題なるが、一面又本縣労働者側が斯様の問題につき如何程理解し居るや不明なり。賀川豊彦氏は労働者をして總會等に於て發言權を與ふるが最も適當なりと述べ居るが、自分の考へでは労働者にして會社の内容を幾何の程度迄理解するものあるか頗る疑問なり。例へば甲造船所には所屬病院なく乙造船所には所屬病院ありて入院中も日給三分五厘を與へて優遇して居るが。而も前者の職工が不満足を唱へ居らざるのみならず却て其能率に於ては後者に優るの傾きがある。それ故労働者の心理状態は一種不可解なり』云々。

郎氏の意見

八月十六日、關西日報に大阪工業試験所長莊司市太郎氏は労働問題に關して左の如き意見を述べて曰く。

『近時の労働争議續出は甚だ遺憾に堪へない。現下の社會状勢からせば彼等の要求は當然であるかも知れないが、彼等の欲する所は兩三年前から二割乃至三割と數回に亘つて達せられて居る。今日の如く貨銀引上運動や同盟罷業が流行ものとなつては日本の工業界を破滅に導くものである。勿論會社の屋臺骨の丈夫なものなれば宜いが、貧弱な世帯を擁したものになると缺損しながらも其要求を容れずんば事業を廢棄しなければならぬ所から、結局獅子身中の蟲に斃れるものも出來るであらぶ。我輩は此惡弊防止の一策として一定の俸給以外事業の成績に應じて利益配當の規定を設け、資本家も労働者も其分に應じて利益の分配をする様にしたいと思ふて居る。其方法は工場内に職工組合を設け、其中から委員を上げて經營に接近せしめ、收支計算を公開したならば、彼等も仕事の上に勵みが出來、能率

も向上するであらう。愈實行となれば非難も出るだらうが小煩さい増給を何回もするのと結果に於ては變りなく、双方に公平なやり方であらう。』云々

憲政會大津淳一郎氏の意見

八月二十二日、憲政會主催の現内閣彈劾演説會(神戸)に臨席の大津代議士は翌日の大阪朝日紙上に労働問題に關して左の如き意見を述べて居る。

労働問題解決は急務であるが、労働者自身の覺醒も今少しく深刻でなければならぬ。労働者の覺醒と相俟つて普通選舉の問題も生ずるが、一般的に見て普通選舉は時機尚早也と解したい。』云々

大阪朝日橋警察署長大木氏の意見

八月二十三日、大阪毎日紙上に兼ねて労働問題視察の爲上京中であつた大阪市の工場監察たる朝日橋警察署長大木氏は左の如き意見を述べて居る。

東京の各種労働運動は大阪のものに比して頗る進歩し、労働者の結束は鞏固である。其理由は時代精神を代表する出版物の多いのと、指導者の頭の進んで居る

のとによる、從來吾々が大阪で労働爭議に際して採り來つた方針は、工場を單位とする工場主側と労働者側と相提携して組織する救濟會の獎勵と、調停の勞を探る事とであつた。此事は幾分有效であつたが、今後の方針としては一步進んで労働者自身を自治的に啓發して責任感を深くさす様な策を探りたい。即ち一時の風潮に捲き込まれて盟休の爲め盟休、値上げの爲の値上げの如き自己の能率と立場とを没却した態度を戒めたい。目下頻々たる争議の解決策としての温情主義の時代は過ぎ去つたと思ふ。東京にては七月一日から四十日間の労働争議は大阪の約十倍もあつたが多くは職工側の要求が容れられ、治安警察法の適用を受けたものは十件に足りない。今後争議の起つた際には特殊の場合、サボタージュの場合、頻發する場合工場以外の者の煽動による場合、明かに不當の要求をなす場合等を除いては労働條件の變更は資本家と労働者との任意關係である以上、成るべく干渉しない。方針を探りたい又東京に於ける労働團體及び共濟會百十一中其主なるもの、結果から觀れば資本家に對抗する機關たる觀がある。大阪のそれは目下の所純粹に救濟組合の形式を

採り、社會政策上の機關として發達しつゝあるのは洵に喜ばしい。此原因は過激的社會主義的指導者のない爲であらう』云々

罷業取締方針の變更

本年七、八月に至りて我國大都市に同盟罷業續出したので政府は之に對する取締方針を調査して居たが遂に左の如く、其取締方針を決定したと云ふ。

一、從來勞働の條件又は報酬に關し共同の行動をなすべき團結に加入せしめ又は其加入するを妨ぐる事。

二、同盟解雇若くは同盟罷業を遂行する爲、使用者をして勞務者を解雇せしめ、若くは勞務に從事する申込を拒絶せしめ、又は勞務者をして勞務を停廢せしむる事。

三、勞務の條件又は報酬に關して相手方の承諾を強くる事、等に關して他人を誘惑若しくは煽動したる者に對しては成るべく檢舉せず、又は不起訴處分とする方針であつたが、最近に至りて罷業續出し、其結果秩序を亂す虞れあり、且つ公益事業の從業員罷業

の結果は國家の爲め由々敷問題を惹起し、民間事業に於ては生産能率を減じ、國家の大損失となる故、此後從來の方針を一變し治安警察法第十七條に觸れる者は假借なく嚴罰に處する方針を取る云々。

尙地方裁判所檢事に對しては内訓を發し、各工場の實況を檢察せしめ、不穩の形勢ある工場に對しては犯罪を未然に防ぐの目的を以て、勞資双方に對して隔意なき協議を遂げしむる事とし、資本家の横暴を反省せしむると共に、勞働者側に對しても同盟罷業を以て資本家を強要せしめざる様に努むると云ふ。

浦賀船渠會社專務今岡純一

郎氏の意見

浦賀船渠會社專務取締役工學士今岡純一郎氏は七月以來勞働爭議の特に紛議を惹き起したる時に於て左の如き意見書を内相に送つた。

一、勞働問題は先づ重要工業にして多數の職工を使用する所謂機械工業より着手の事、近時世間に於て紙上に論議せらるゝ勞働問題は理論を主とする爲の一
般勞働者を括包して立論せらるゝも之を實際問題と
して取扱ふには餘りに莫大なる事業にして何人と雖

も殆んど手を着くる能はざるべし各種工業に従事せる職工に於て觀察するも既に多年の練磨を経たるものもあれば單に數年甚しきは漸く一二年以來の創設に懸るものもある等其生立習慣、智力、勞力等夫々異なれるを以て今俄に此等全部のものを包含する普遍的大施設を短時日間に實行すること能はざるを以て先以て職工数百人以上を使用する中工場以上にして設立後相當の経歴を有するものに限定し之を各種工業に就て調査研究し實行し得べき事項は急速に之を實行して其成績を徹し漸次之を其他の工業並に中工場以下に及ぼすこと。

優良職工の地位を向上せしめ其權利を尊重すると同時に十分義務觀念を養ふ爲め之が組合を組織せしめ規律ある行動を爲さしむること寧ろ時代の要求に適するものと認む此の如き組合は府縣別となすも又市町村別となすも可なり要は組合組織上合理的にして自然なるものを任意施設すれば可なりと思考す。

四、主義として資本、企業及勞働（熟練）の三者地位の對等、產業の改良發達は上記の三者互に相倚賴して初めて其の成績を擧げ得べく何れが其一の協調を缺くときは決して健全なる發達を爲し得べきものにあらず而して之を事實に顯はすには工業會社の如き其利益を三者に分配する方法を其の定款に定むること最も有效なりと思考す。

優良職工の地位を向上せしめ其權利を尊重すると同時に十分義務觀念を養ふ爲め之が組合を組織せしめ規律ある行動を爲さしむること寧ろ時代の要求に適するものと認む此の如き組合は府縣別となすも又市町村別となすも可なり要は組合組織上合理的にして自然なるものを任意施設すれば可なりと思考す。

四、主義として資本、企業及勞働（熟練）の三者地位の對等、產業の改良發達は上記の三者互に相倚賴して初めて其の成績を擧げ得べく何れが其一の協調を缺くときは決して健全なる發達を爲し得べきものにあらず而して之を事實に顯はすには工業會社の如き其利益を三者に分配する方法を其の定款に定むること最も有效なりと思考す。

二、各種工業に就き職工臺帳の作製の急務、海員には海員手帳を作製して其略歴其他の事項を知り得る如く一人前の職工毎に職工の素質技能を記載せる職工手帳を至急作製して熟練職工と然らざるものとの分類を爲すこと。

三、熟練職工の組合組織、單に善惡混合せる勞働者の組合を急造して忘情者の集闘を作成するか然らずんば一部野心家の手足たらしむるに過ぎざる如きは我國の現狀に於て最も警戒を要すべきも十分精査せらる

五、各種工業に付政府に常設の諮問機關を設置し工業の取締並に施設に關する政策は此等諮問機關の意見に基き之を決定する事、今後の大工業は其名に於て多くは私的企业なるも其實質に於ては何れも國家に重大なる關係を有するものなり從て單に資本と労働と相對峙せしめ一は同盟罷業に依りて資本を威嚇し一は工場閉鎖其他に依り労働を壓伏し互に其勝敗を爭ふが如きは當業者間の損失は勿論延て第三者たる國民一般の公益を害すること甚しきものあるを以て成るべく此の如き弊害を未然に防止する爲め各種の工業毎に資本企業労働の代表者を以て委員會を組織し之を關係官廳に屬せしめ前記の爭議も此會の爭議に服従せしむる美風を養ひ又當該事業の將來の發展に關する常設調査機關と爲すこと最も必要なりと思考す。

附言 従來我國に於ける各種委員制度は多くは一時的片手間仕事に過ぎざる觀あり又委員の人選の如きも事廣汎に涉るを以て比較的實務に近接せざるものを選定するの傾あり今後は之を恒久組織と爲し委員の如きも實際の經驗並に學識ある適切の人物を眞面

の取締並に施設に關する政策は此等諮問機關の意見に基き之を決定する事、今後の大工業は其名に於て多くは私的企业なるも其實質に於ては何れも國家に重大なる關係を有するものなり從て單に資本と労働と相對峙せしめ一は同盟罷業に依りて資本を威嚇し一は工場閉鎖其他に依り労働を壓伏し互に其勝敗を争ふが如きは當業者間の損失は勿論延て第三者たる國民一般の公益を害すること甚しきものあるを以て成るべく此の如き弊害を未然に防止する爲め各種の工業毎に資本企業労働の代表者を以て委員會を組織し之を關係官廳に屬せしめ前記の争議も此會の争議に服従せしむる美風を養ひ又當該事業の將來の發展に關する常設調査機關と爲すこと最も必要なりと思考す。

六、事業と労働との協調を保つ爲め事業の代表者と各種職工組合の代表者との商議機關設置、職工の賃銀、労働時間、待遇、施設等各會社、各工場の大小規模、地理的關係、經濟關係等に依り夫々相異るは寧ろ當然なるを以て之を協定すること事業發達の第一義なり從て雙方十分事業の内容を知り將來に於ける傾向等を熟知し協力之が發展に從事するにあらざれば相互の利益を増進する所以にあらず從つて右に關する代表者は是非共實際の事業に從事するものゝみに依り組織し可及的第三者を包含せしめざること但し政府は其監督の範圍に於て協議の内容に參加し得る道を開き置けば可ならん。

國民黨總理大養氏の意見

八月三十一日國民黨は岡山縣津山町に演説會を聞いたが、大養氏は外交問題、内政問題につき數千言を費し、其内労働問題及普通選舉に關して左の如き意見を發表した。

八時間労働問題は日本人の長き慣例もあり工場設備も異なる生産額に大打撃を被るは必然にて十四歳以下の如きも實際の經驗並に學識ある適切の人物を眞面

目に當該事業に直接利害關係ある人士に依り事に當らしむる方法を探ること。

職工を使役せざるが如きも到底實行不可能なり家内工業品輸出禁止は是亦大打撃にして世界半數以上の各國は悉く家内工業品の製造國なり我岡山縣の重要な輸出物

産は麥稈織物其他悉く家内工業にして若し同案通過せば直に本縣の物産は輸出禁止の姿となるべし日本の工業

が資本、機械、職工等皆歐米各國に劣れるに拘らず今日迄彼の製造品と太刀打し得たるは勞銀の安き結果なりしが若し列國同様となさんか徒らに生産費のみ高くなり是亦大打撃を蒙る事瞭然たり聯盟會議においては議論大に沸騰べきが日本は全然之れを拒絶して服従するの要なし印度ト日本は殆ど同一の立場にあり列國同様に出來ざる事勿論なるが各國聯盟して我國に勧誘し來らば其多少は容れずといふ譯にも行かざるべし。

普通選舉問題に就き研究中なるがコハ政府の恐るゝが如き危險なるものにあらず又一部分に唱へらるゝ如く急激に實現さるゝ問題にもあらざるべく之については不日發表の期あるべく徒らに眼前の小問題に惑はされて國家の大政を誤る事勿れ。

八時間労働制に對する河越氏の意見

八時間労働制に關して東京芝浦製作所の河越初太郎氏は左の如き意見を九月三日の時事新報に述べて居る。

過般來踵を接して起つた労働賃銀値上運動も既に解決を得たもの將に解決の緒に在る者等あるも兎に角早晚圓滿なる解次を見る事と思ふ而して是等が解決し盡して後に現はるゝ問題は云ふ迄もなく八時間労働問題であらう一日の労働時間を八時間を適當とするや將た十時間を相當と認むるやの根本議論は如何にもあれ既に國際聯盟が曲りなりにも成立して労働法案も之に包含して附議せられ歐米の代表者に依りて提唱せらるゝ一週最大四十八時間即ち一日八時間労働の具體案成り（日本は主義に於て贊成）近く國際労働大會の議を経て確定的にならんとする今日當然我が日本も此世界的大勢に支配さるゝは又止むを得ざる事であらうそこで我國は直ちに之を採用して實行するや或は又此間除外例を設けて現狀の儘就業せしむる事に労働者の得心をせしめ得るや否やは大問題となるのである今吾輩の卓見

を以てすれば我國の値上運動や八時間制問題は歐米の

夫の如く労働者の覺醒思想上の變化より胚胎して起れる主義には非ずして刻下の物價昂騰より来る生活の壓迫が其主因にして之に社會主義者及び所謂世の識者なる者の歐米思想と結び付くる事に依つて益々大を成した者と見るを妥當とするが故に問題の性質は重大なるも此の解決は誠に單純であると考ふるのである如何なれば單純であるか試みに現今之勞働時間を十時間と假定して彼等に向ひ

一、所得は現在の儘として八時間制を執るか。

二、八時間制を原則として是れに超過したる時間に對して割増賃を執るか。

此二問を提供したならば必ずや後者を執る事瞭然である果して然らば此問題は主義の問題に非ずしてインカムの問題である既に主義を離れて收入の問題なるが故に吾輩は單なる問題だと思ふ世の多くの人が八時間制の採用を専早なりとし彼我の労働者の優劣工業の發達程度を云々して直に産業の減退國家の衰運と迄極論する人あるも是等は一知半解の説であつて餘りに労働者の實生活を解せざる即ち前記二問題を閑却しての議

論である。

三十日の本紙に芝氏が我國大工左官其他の例を引き以て吾人は吾説の益々有力なるを思ふ者である。一機械利用上の相違等を縷々説いて反対せられしも我國の現状は機械利用のみを見て見る事の甚だ妥當を缺き如何なる大工場と雖も全然機械力のみに依る事不可能であつて頭脳と手足の活動を大に見なければならぬ從て此生産上の影響に就ては是れ亦二ツに大別して見なければならぬ。

一、手工業二、機械工業

手工業とは家内工業を意味するものではなく電氣、機械、鑄金、木工、鍛冶、等主として労働者の手と正比例するも生産機械工業は紡績印刷製紙等機械の運轉と正比例する生産である労働者と雖も體力に限あれば如何なる大小工場に於ても十時間乃至十二時間些の餘裕もなく働き詰むる事不可能なり其間喫煙放談等は隨時隨所に起る者にして芝氏の即ち大工左官の股間暖を取り喫煙をし悠々無駄口に耽る等畢竟無爲に時間の長き爲めにして此弊は獨り労働階級に止まらず諸官省

會社等仕事の如何を問はず規定時間のみに重きを置くの我國現時の宿弊なれば八時間制を採用し却て彼等に閑談の餘裕を與へず營々活動せしむる事自他共に有利であるのである殊に請負制ある工場に於て現時十時間単位の請負額を其儘として八時間に完からしむる様規定せんか彼等は立派に之を成就せしむべく即ち從來十時間にて完成せし物件が二時間短縮せられて職工こそ苦痛なれ生産には何等の障害を來さず結局二時間餘裕を得て活動増進の基礎を養ふ一助となる者である次に機械工業に於ては如何ボールト、リベット其他プレッス等全然機械力にのみ依りて製作さるゝ所謂オートマツチクマシンとしての使用者及び紡績業等は直接時間の短縮に依りて其生産減退さるゝ其減退額丈け増設すれば足るべく我芝浦の如く大なる機械を幾百種使用し居るも僅々二割の増給は大なる苦痛事では無く又紡績機械等頗る大資本を要して増設不可能とするならば二割の増賃を與ふれば可なるべく現時紡績會社其他の大工業に於て二割の生産費は其經濟の根本を覆すが如き影響ある事到底想像する能はざる處である。

此點にて詳細述べ度き材料は豊富なるも専門的に餘

り長きに失するを以て大略に止むべし之を要するに八時間制を採用する事に依つて毫も生産上減退を招かざるのみか却て能率を高め労働者の健全を保ち身神の養成を來し健實なる工業の發達を促す者であつて國家產業の一進歩とすべく假令ひ又二割の生産費昂騰に依りて根本的經營に打撃を受けんと憂ふる人あらんか吾等は次の語を以て答ふるのである即ち我労働者中國を愛せざる者一人も無く國家を衰運に陥れて迄も自己の欲望を満足せしむれば足る底の者決してあらざるは斷言する處にして夫々工場の經營狀態を誠意を以て開陳し一方世界の大勢に順應するの設備を完成せんか彼等は安んじて業に就く事賢明なる工業經營者の既に／＼實驗せらるゝのである或論者の如く我國工業の幼稚を云々として之を反對のデモンストレーションとすべしなど曰ふは畢竟自己に發展進路の意思なきを示す者にして獨逸は毒瓦斯を有し某々國は優秀なる艦隊を有し某國の飛行術は發達し居るを以て我國と對等に談ず可きに非ずと拱手傍観せんか遂に侵略壓迫し盡されて復た起つ能はざるを待つ者といふべく其茲に至らざる前提是れに對抗して諸般の設備を施し汲々其及ばざるを憂ふる

こそ識者の任務と曰ふべく是れ初めて覺醒と發展ある者にして我輩は一刻も早く八時間制否な寧ろ七時間制に迄進ます事を期待するものである。』云々

非八時間制に對する中山太

一氏の意見

大阪工業會が國際勞働會議案の八時間制を數日に亘つて協議した時、極力非八時間説を主張して紡績側と聯合して八時間制派を一票で破つた化學工業派中山太一氏は大阪時事新報に九月廿六、七兩日に亘つて左の如き意見を發表した。

八時間實施早尙に就て

八時間勞働問題に對する大阪工業會の原案は

一日八時間勞働は原則として之を望む。

但し食事休憩始業及び終業の準備に要する時間は之を算入せず雇者被雇者双方の合意に依り或る制限内に於て殘業をなすことを得と云ふので之に對する吾々の修正案は勞働法規委員會報告書第五項第七項組書に依り前項の原則の適用は我邦現時の産業狀態及び事情に鑑み向ふ若干年間の猶豫期間を付すること。

と云ふのであつた工業會理事者は人道上八時間制にしなければいけないと高唱せられたが果して然りとすれば工業會の原案は雇者被雇者合意の上と云ふことが何等の意味をなさないことになる若し貨銀

當局者及資本側の勞働問題に對する意見

換算の標準であるとすれば原則八時間と云ふことを直に實行しても吾々は何等の異存はないのであるが貨銀換算の標準であるとせば人道上何の問題にもならぬ經濟上の話丈であります處が工業會理事者諸君の説明及一部極端論者の所見は人道上から八時間實行を少しの猶豫もなく急施すべしと云ふのである尙其の説に依れば工業家中にも直ちに八時間制を實行して何等差支なしと云ふものもある位であるから之に反対する工業家は宜敷人道上から見て直に八時間にすべきこれが爲めには生産額の犠牲は當然であると云ふものであるが是等の工業家は自己の立場と云ふ丈のことより考へない人達ではありはしまいか私共と雖も自己丈の立場なれば直にでも姑息的に八時間制を實行することは出来るが其の實行から生ずる各方面の結果が國家全體に如何なる影響を及ぼすかを考へれば中々輕舉は出來ないのであると思ふ吾々の主張は一工場主と云ふ立場から高唱する利己的の主張ではないといふことを第一に認めて頂きたいのである此の問題は何人も自分丈の工場を單位として話す程度の小問題ではない實に國家經濟上の重大問題であります尙八時間勞働を原則として認めると云ふ事は講和會議で既にきまつて居る事の様であるから改めて之を議決する必要は或はないかと思ふ議決する必要のあるのは右の原則の適用に關する點である原則としては八時間勞働を認めて其適用と云ふ段になると今日の日本の産業狀態なり事情なりを顧みない譯にはいかぬ從つて工業會役員會の原案は其儘認めて置いても之に若干の猶豫期間が必要であると云ふことを追加修正することにしたと云ふが吾々の主張である講和條約の中にも此點を斟酌して「風土狀況工業未發達又は其他特別の事情の結果勞働の効果が著しく相違せる國家の除外を認め居るではありませんか特別の事情の結果勞働が著しく相違せると云ふことは恰も我が日本の現状が一番之に當てはまつて居りはしませぬか。

嗚呼所謂人道論者

歐米何れの國か國家本位を無視せるものありや——八時間問題も

亦國家本位に考究するを要す近頃世界人類の爲めとか人道の爲めとか云ふ様な尊い言葉が好んで用ひられて居る誠に結構な事ではあるが併し其内容に立入つて解剖して見ると何れも其の解決は産業上國家本位でないものはない人種平等案の否決と云ひ移民制限と云ひ輸入禁止と云ひ輸出禁止と云ひ凡てが國家本位から出立して居るのでありませぬか世界人道云々と云ふのも世界各国民一視同仁的人道ではない國家を通じての人道である（濱州聯邦首相ヒュース氏が聯邦議會に講和條約を提出した際の演説は最も卒直に此世相を喝破したものではあるまいか）國家と云ふ背景の薄い露國や土耳其の様な所の人民の生活や運命の如何に悲惨で人道の恩惠から除外せられて居るかを思ふときは吾々はどうしても或る大問題の解決に際して先づ第一に國家的見地と云ふものを除外する事は出來ない正義に依る國家産業の隆昌正義に依る國家の幸福はやがて世界人類の幸福を齎すべき根元である隨つて國家の産業上に重大な關係を有する労働問題の如きは最も眞面目に研究し解決しなければならぬ所のものであるそこで此の問題に對しては國家と云ふ上から見て一工場單位の議論をやめ國家全體の産業上と云ふことに考へを及ぼして行かればならぬ即ち、

一、資本家側も労働者側もお互に國家本位と云ふ事を忘れてはならぬ。

一、双方お互に他國民に劣つてはならぬと云ふ大決心がなくてはならぬ。

一、日本産業の隆昌に對しては吾々日本人自ら其の責に任じなければならぬ如何に日本の産業が衰微しても歐米の労働者、援助に來るものではないといふことを願みなければならぬ。

一日八千萬時間

器械の増設改良等の準備期間なくして今日直ちに八時間制を實施するとせば國家の産業は如何なる損害を蒙るか今直ちに八時間制を探るとどうなるかと云ふことを考へて見ると六人家族の内二人が働く

ものとして日本六千萬國民の中頭、口、手、足の區別なく凡て勤勞する者が二千萬人あることになる此の二千萬人が毎日十時間勤労をして一日の勤労時間は二億時間十二時間つゝ働くとすれば二億四千萬時間で十時間勤労の場合より四千萬時間多くなるところで一日八時間働くことになると一日の勤労時間一億六千萬時間で十時間勤労の場合よりは四千萬時間少く十二時間勤労の場合と比較して八千萬時間少く働くことになる一日八千萬時間勤くか働くわかと云ふ此大問題の解決に對しては工場主と云はず労働者と云はず自己本位を離れて國家的に研究して見る必要があらうと思ふ。先づ十二時間勤労を八時間勤労に改めた爲め失つた一日八千萬時間を八時間勤労として換算すると一千萬人の人間が毎日仕事は休むことになる更に考へて置かねばならぬのは小兒、老人、病人、勤労不能者などは全部此の外で六千萬國民の中勤労者たる二千萬の人々は自分の衣食住に對して自ら責任を負ふて行く外更に此等四千萬人の繫累を保護し養育して行くことになつて居る殊に日本の如き家族制度の國に於ては其の關係が一層濃厚である然るに此の支柱と頼まるる二千萬人の勤労者は時間短縮の結果一方では一日一千萬人分の労力を減すると同時に他方では其の時間割からすれば今迄より二分の一方多く收入を得て繫累者たる四千萬人を養育し保護して行かねばならぬ共同責任がある。

增加はつた譯によるのみならず物價が此の上騰貴すれば之に對する解決もしなければならぬ隨つて時間減と物價騰貴に對する收入增加の解決は今後八時間實施と共に起るべき大問題である此の收入增加の必要は賃銀増給に依つて解決をつける外に道はあるまいと思ふが併しそれがなかなかの大問題である假令資本家の犠牲的大讓歩に依つて此の必要が充たされるとしても國家としての産業上の損失はどうして取り返すことが出来るか農業労働者の都市流入、農家の打撃、食料の暴騰、工業の支那移轉等が續々起ると共に一面工業労銀の増給は商品値段の値上となり其結果輸出不能産業衰微延いて失業問題生活困難等が續々起るのは必定である今日の日本の工業は其

の發達の程度に於ても又技術上の點に於ても殘念ながら英米に及ばない所が澤山ある此の劣つた點の多い工業が他の進歩した器械や技術を有つて居る國の工業と同様に齊しく八時間制と云ふスタートから駆出して競争すると云ふ事は大に考へて貰はねばならぬ事と思ふ是れは單に紡績業者丈けの問題ではない日本産業界全般の大問題である是等の點を考へないで單に自分の工業本位にのみ考へ八時間にしてもどうか斯うか引合ひさうだから八時間でやつて見ようと云ふが如き工場主は已に國家に對する産業家としての尊い本分を全ふすことの出來ない人達であるまいか尤も英米の同業者に劣らない丈の設備や準備のある人達は八時間にしても充分國家に對する産業家として職分を全ふしたもので此等の人達は例外であるが單に自己の工場本位で斯る大問題を解決しようとして居る人達は眞に國家を賊する利己的淺見者ではあるまいか大に慎まさるべき必要があることゝ思ひます。

嗚呼所謂熱量論者

八時間労働制は未だ確たる學理上の根據を有するものにあらず元來八時間労働が労働時間として一番適當であるか否かと云ふ事に就ては未だ學理上からして確たる證明を與へられて居る譯ではない只一日二十四時間を三等分して其の八時間を労働に八時間を睡眠時間修養娛樂交友等の爲に費す時間)に八時間を睡眠時間に充當したら宜からうと云ふのが一般の問題となつた丈である人道上の見地から必ず八時間制でなければいかぬと云ふ絶對的の問題ではないと彼の人體の熱量から決算して人間が八時間以上の労働に耐へないと云ふ様な説は固より信ずるに足らぬ斯う云ふ説を唱へた學者があつたとしても實際上から見れば是は死したる學説である其の學者は人間を器械として見たもので人間を人間として研究したものではあるまいと思ふ若し人間を人間として研究したのならば資料問題と労働關係をのみ對照して直ちに斯んな大膽な結論を下すことは出來ない筈である人間には心靈の働きがある其の働き如何に依つて能率を増

すことも減することも出來る心配事のある時と喜びのある時とは能率に非常な相違がある仕事に趣味を有ち油の乗つた時と趣味なく氣の進まぬ時とでは精力の持續に著しい差が現はれて来るではないか人間として尊むべき是等の點を無視したる右の學説を極端に押詰めると散歩も運動する餘地も八時間以上は出來ない事になる人間は決して斯んな器械的な物ではないのであります。

速かに準備に着手すべし

然れども若干の猶豫期には日本の産業の爲め絶對的に必要なり労働規約に依り此の八時間制を將來是非實行せねばならぬ事になるとすれば主義としては贊成しても之を直ちに我が日本に實施すると云ふ段になると國家の産業上から考へて適當の準備期間を設けると云ふ事が必要である從つて際外例を要求して貰ひたいのである日本の工業は先進諸國に比較して實際今日では未だ幼稚な點があるから少くとも五年とか十年とかの實施猶豫期間を與へて貰ふと云ふ事が必要であると思ふ私共は今日の日本の工業状態に顧み此猶豫期間が是非必要である事を主張する一人である。

此の設けられたる猶豫期間に於て吾々工場主は國家的義務としても又自分の經營上の必要からしても出來得る限りの力を盡して可成急速に器械の改良、技術の進歩、施設の改善を成就し先進諸國の工業と略同一のスタートに立ち得る様に準備を整へなければならぬ而も之を行ふ爲め工場主は配當を一時或程度迄犠牲にすると云ふことになつても之れは國家に對する義務であると思ふ又労働者は其間に如何なる點に於ても英米人に劣らないと云ふ自信を抱き得る迄に腕を磨き技術に熟練し其職務に對する趣味を涵養し其職務を好愛し責任觀念を養成し自己の義務を十分に理解し一人前の労働者として英米人の前に立つても決して引けを取らぬと云ふ程の資格を作り能率を發揮して貰ひたいのである此の問題は丁度國會問題の歴史と同様で國會開設の必要は既に明治の初年から認められて居たけれども愈々之を實施する迄には相當の準備期間を置かねばならなかつたので

明治二十三年に至つて初めて開設された次第である若し國會開設の必要が唱導された當時輿論であると云ふので何の準備もなく直に之を開設したならば到底今日の如き憲政の進歩を見るることは出来ず或は支那の國會と選ぶ所のないものになつてしまつたかも知れぬ右と同じ様に八時間労働問題にも相當の時間を置く必要があるので準備のない戦争には敗れるのが必定であるから此の問題に對しても日本産業界の現状に鑑み相當の準備期間を與へて貰ふと云ふ事は實際家として當然主張せねばならぬ所である否大阪の工業會が實際家の意見を代表するものであるとすれば原案の如く定めると云ふ事は出来る筈のものであるまいと思ふ。

急速八時間論者は労働者虐使なり

八時間労働制に改めて直ちに能率増進するか如く思ふは未なる誤解なり十時間労働を八時間労働に改めて能率が増進すると云ふ議論も實際案としては今少し慎重に考へて貰ひたいと思ふ八時間制が有効に運用せられると否とは主として工業主の責任に屬する機械等の設備の改善と労働者諸君の職業上の趣味の向上技術上の熟練等の要素如何に依るので只だ十時間労働に改めたからとて直ちに能率が増進する譯ではない能率の増進と云ふ事は熟練に待つの外は勢力に智労又は精神力が加はつて始めて得られるものである之に依らずして十時間に改めれば只だ二時間の損失を招來するに過ぎない全體を通じて能率低く且つ機械設備の後れた日本の工場で然も熟練期間の短い職工を比較的多く有する今日の場合に直ちに十時間を八時間に改めたならば夫れ丈け國家の生産を減ずるだけである。

元來日本人としての吾々には一日十時間乃至十二時間は敢て過當

をして居る人々に對し單に時間の短縮だけでは能率の増進は出來ない前述の通り能率の増進は職業上の趣味を有し繼續的に同一職業に從事し非常なる熟練を得るとに依るの外は勞的に智的又は精神的の能率の増進を本とすべき効が加はつて始めて得られるものである從つて資本家側に於ても機械の改良を行ふことも必要なれば執務方法道上當然なすべき慰安的施設の完備等も亦必要であるし人の準備もなく只だ十時間にした仕事の分業を八時間にして貰ひたい同じ賃銀を仕拂ふからと云ふ工場主がありとして勢力の壓迫を要求するもので労働者側から云つても決して幸福ではない又人道上からも稱して八時間制を唱ふる人達の論據がないことになるのである。

一例を挙げて云ふと一日十時間に十五里を走る車夫に對し此の十五里を屹度八時間に走つて貰ひたい之が果して優待であらうか或は勢力の壓迫的虐使であらうか研究して貰ひたいのである十時間の仕事を八時間に片付けて同じ賃銀を貰ふと云ふと一見の双方利益の様に思はるが車夫の例から推して考へると判然することである。

尙ほ十時間に十の仕事をする者に對し從來と同じ狀態の裡にて單に八時間に十の仕事をしてくれ十時間の時と同じ賃銀を拂ふと云ふのでは丸で労働を商品と同一視したるもので第一に今回の労働會議の主旨にも悖つて居る斯う云ふ事は能率を積極的に増進して産業の隆昌を圖る正道ではない勢力に智能力を加へて始めて積極的能率増進となり労働者資本家双方の幸福となるもので茲に産業の隆昌と労働者優待の合理的方法があるのである。

日本産業の危機は茲にあり

八時間制實施後の日本の産業の世界に於ける立場器械其他の設備の改良に對し猶豫期間なくして無準備の八時間制即刻採用は能率増進どころか唯だ損失を残すに過ぎない假りに日本の産業が一箇年百億圓のものを生産するとして十二時間の労働時間を八時間に短縮すれば三十三億三千餘萬圓を失ふ事になる日本國民としては此の大損

失に就て特に巨額の損失を能率増進に依つて是非取り返されねばならぬのみならず單に取り返した丈では日本の産業の進歩ではなく唯だ現状維持に過ぎないのであるから更に積極的に能率の増進を圖る必要がある吾々國民は此の決心の下に相當の準備を整へなければならぬ。

國際労働會議の結果八時間制を實施した後の英國はどうであらう米國はどうであらう英國は出征軍人復員より起る失業者保護問題其他種々な國內労働組合等の壓迫に餘義なくされて是非とも八時間制を採らねばならぬ絶対の立場に在るものである然るに労働規約に依り今直に他國も共に八時間制を探るとすれば英國は其の不利を少くすることが出來て誠に好都合に相違ない而かも英國の労働者は若年より同一職業に從事するもの比較的多き爲め凡てが熟練職工である點から其の能率は我が日本の労働者に二倍すと稱せられて居るではないか（之に反して日本の労働者の能率の低き理由は労働者の五分の四以上は農家出の人や家庭の人が一時的に収入を得る便法として勞務に服するものが多いので英國の熟練職工の如く能率發揮の熟練期間がない爲めである）尙更に使用機械の精巧に依り労働能率に於て英國に三倍すと云はれて居る米國が各國八時間制採用後の優勢振はどうであらうか必ずや産業上に於ける世界一の勝利者となり天下無敵を誇るに至るであらう斯くして東洋市場は誰の手に歸するか日本人として考へねばならぬ處ではあるまいか隨つて労資何れの人たるか間はす何等の準備もなくして八時間即刻實施といふが如き輕率な行動を執るのはそれが我日本の産業上はどう云ふ影響を及ぼすかを考へない淺見者流のやる事であつて其の結果を想ふと洵に寒心に堪へない次第である。

尊き犠牲的精神を要す

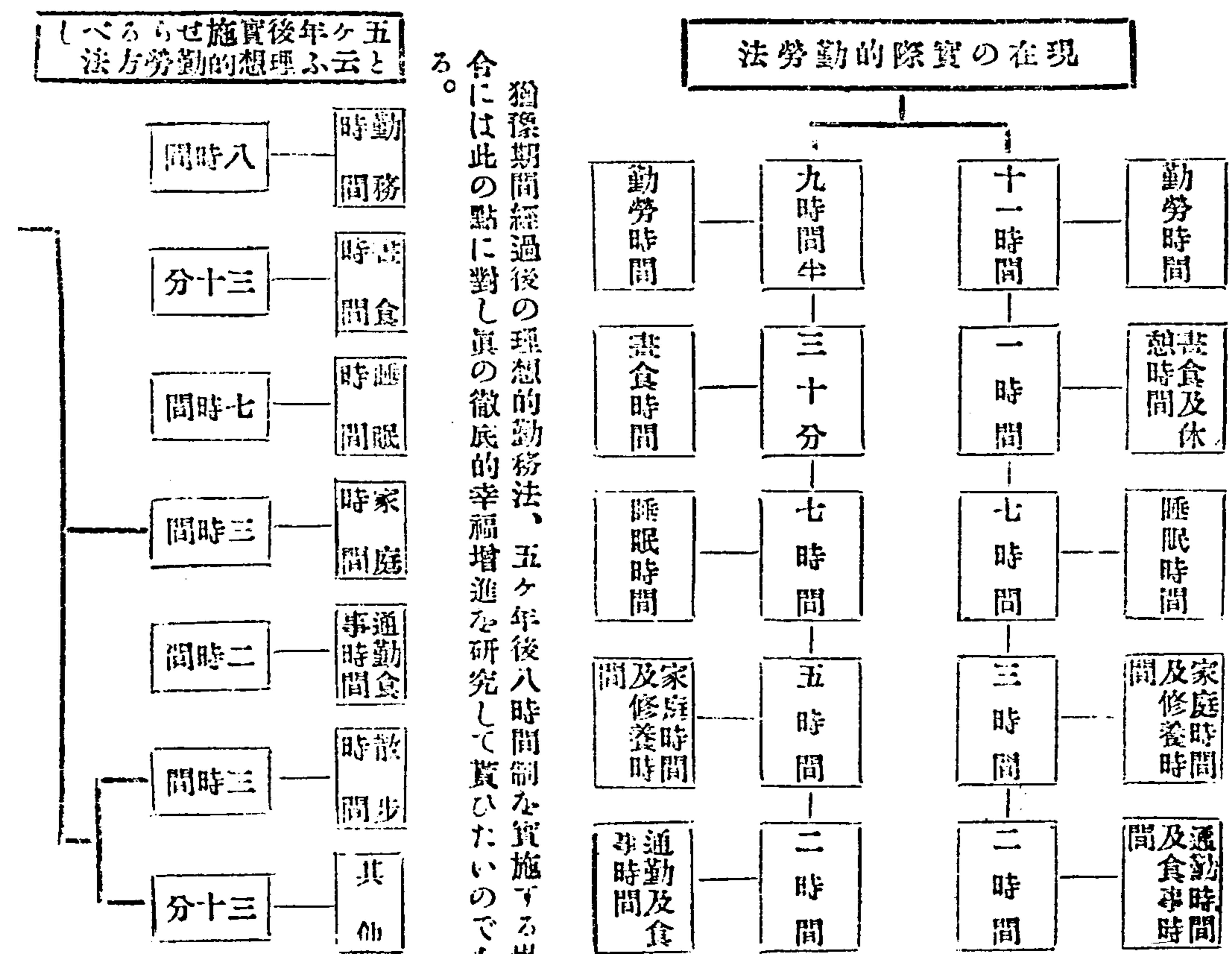
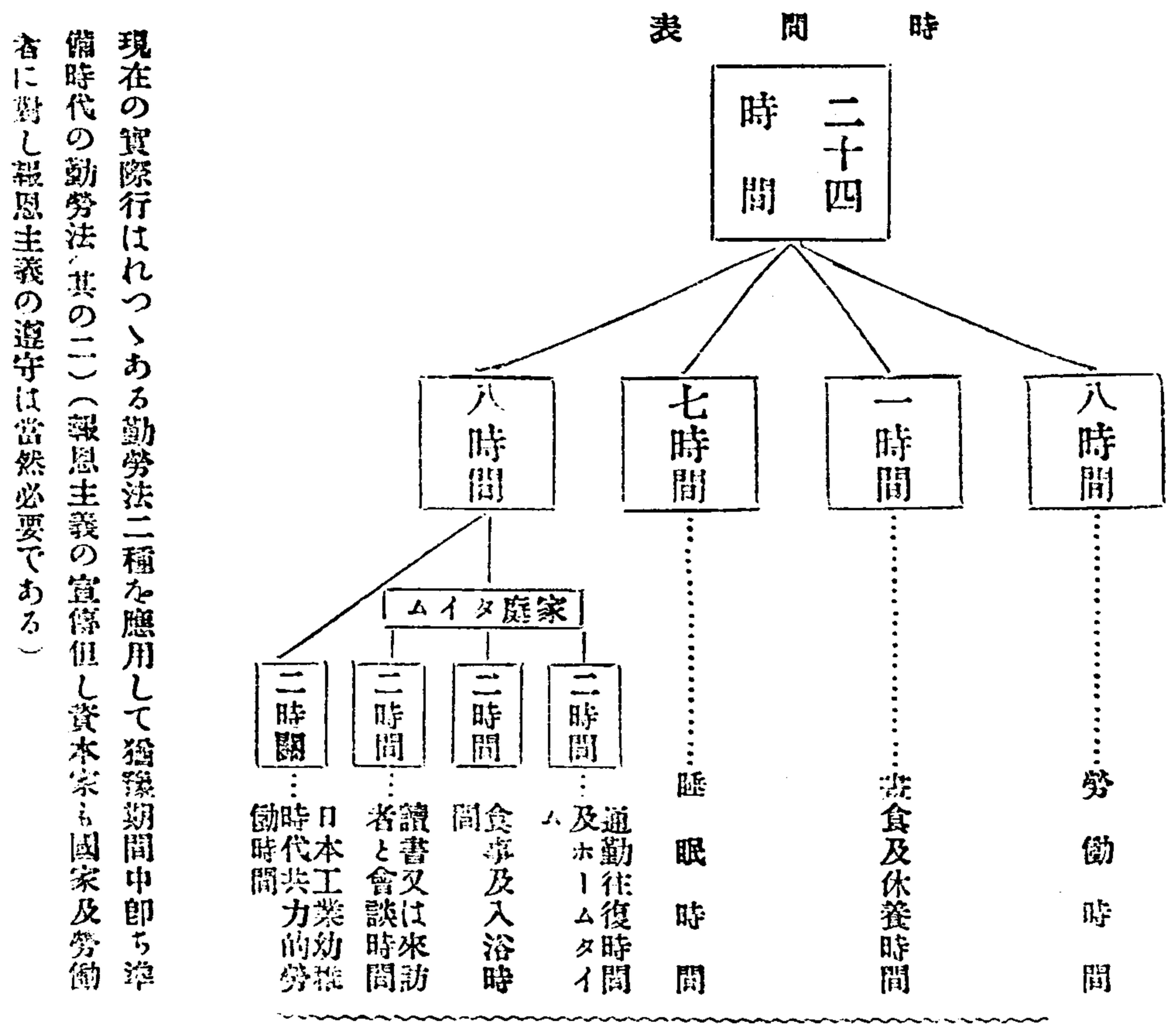
資本家も労働者も日本の産業發達の爲め幾分の犠牲的精神を要すにして何處に世界人類としての幸福ありや此點から云うても労働時間問題に對しては日本人は日本と云ふ國家的の見地を無視することは出來ない國家の隆昌なくしては國民の幸福は望まれない國民個々の幸福を外にして何處に世界人類としての幸福があらうか各國人文の進歩を外にして何處に世界文明の進歩と云ふものがあらうか世界人類の幸福世界文明の進歩を望む者は先づ以て正當手段の下に自國民の幸福自國文明の進歩を圖ることを第一の急務としなければならぬのであるまい。

發達せる産業は多數の人々に正當な仕事を與へる活きた社會事業である國家的見地からして資本主も労働者も現在の自己を幾分犠牲にしても産業の將來の發達の爲めに努力しなければならぬ之を個人的見地から云つても自己の老後乃至自己第二世の爲めに幸福な未來を準備して置く必要がある斯くして一國産業の興隆に貢献し國民の幸福を増進するのは即ち労資各自の幸福を永遠に増進する所以である。

各種時間割の研究

そこで八時間制を原則として認むと同時に日本の工業の幼稚な現状を改良すべく相當の準備期間を設け其の期間内は労資協力各自幾分の犠牲的精神を發揮して少しづゝ餘計に働く事とすると左の如き時間割が出て来る。

猶豫期間即ち準備時代の勤労法(其の一)



自覺者	自覺研究者	散歩者	書籍読者	其の他不健康的行為者
交友先輩	又は飲酒、賭博、	又は飲酒、賭博、	又は飲酒、賭博、	又は飲酒、賭博、
訪問其他者	間食、亂費、疲労	間食、亂費、疲労	間食、亂費、疲労	間食、亂費、疲労
此乃の至らるゝや將又惡用せらるゝや勞働者の不善の所なり	此の時間は果して有用に消費せらるゝや將又惡用せらるゝや勞働者の不善の所なり	此の時間は果して有用に消費せらるゝや將又惡用せらるゝや勞働者の不善の所なり	此の時間は果して有用に消費せらるゝや將又惡用せらるゝや勞働者の不善の所なり	此の時間は果して有用に消費せらるゝや將又惡用せらるゝや勞働者の不善の所なり

如此にして労働者に眞の幸福を與へよ

此理想的勤務時間と睡眠時間を差引いた自餘の八時間餘りは自覺せる労働者に依りて有効に使用せられなければならぬが萬一無自覺者が多くして之を有効に使用する事が出来なかつたならば八時間制の實施は産業上不利であると云ふ許りでなく労働者自身の爲めにも却て不利益なることになる之を有益に使用せしむる爲には労働者も資本家も公共團體も共に左の點に充分注意して戴きたいと思ひます。

一、住宅の改良（假令小なりとも住心地よく衛生的なる家屋を供給すること大阪市が現在進めつてあるが如き施設を全國各地に徹底的に行はしめられんことを望むのである。）

一、娛樂機關の改良（労働者の爲めに社交俱樂部の如き高尚なる機關）

一、信仰の門に向はしむる方法（基督教の如く佛教も佛教會館や會堂の設備位はして頂きたい）

一、禁酒の斷行。

一、國民として將又人類としての本分の自覺。

其他種々必要な點がある只短縮に依つて得た時間を有益に使用するには労働者の自覺と云ふ事が第一の義務であると同時に工場主の自覺も亦必要である工場主の自覺に對しては吾々工場主は日々研究し修養し進んで施設しつゝあるのであるが一層自ら鞭撻しなけれど油断が出來ないから充分心して精神的にも物質的にも労資相互の

眞の幸福を増して行く積りである之は人間としても國民としても當然なさればならぬ吾々の務めであると信じて居るのであります。

信仰問題禁酒問題

佛敎家であれ基督教家であれ八時間制の實施に先づて解決すべき問題多々あり労働者自身の爲めに圖つても八時間制の實施に先づて研究すべき問題は幾らもある禁酒問題の如きは其の一である如何に八時間制を實施した所で之に依つて生ずる餘裕時間を飲酒に關聯した事に空費してしまふ様では何にもならぬのみか却て害になる國家も個人も飲酒の爲に蒙る損害は非常なもので更に人道上から一つでも大問題である酒は百毒の長である財を破り人格を傷つけ他人を苦しめ労力を妨げ智力を鈍らし技術の退歩を招き健康を害し時間を失ひ家庭の平和を破り而かも其の釀造の爲めに貴重な食料品を徒費して居る假令十二時間労働して多少の害を受けることがあるとしても之を酒毒の害に比較すれば殆んど云ふに足りないのである八時間制が實施されても此の禁酒問題が解決されない限り或る一派の高調する様な効果は到底得られないにきまつて居る之を嚴格に國家産業上から云へば前述の理由に依り單に労働者丈ではない工場主も禁酒が當然必要である私共の實驗上から申しましても酒害と云ふことを自覺して二十一歳頃から宗教關係でなく禁酒を斷行して一面時間勤務は自分丈は少くとも十四五時間以上勤いて約二十年間參つたのでありますか仕事の爲め即ち労働の爲め病氣になつたことは殆んどないと云つても良い位であります總て物質の方面ばかりの議論では問題は到底解決しない人間は生活の安定と共に精神の安定と云ふものを得なければ眞の幸福は得られないのです隨て宗教上の信仰もなければならぬ現今の如き歐米の労働者は日本の労働者より收入も遙かに多く技術も優れたものを有つて居るが併し彼等自身は日本の労働者に比較して果して幸福であらうか疑ひなきを得ない彼等は單に物質と慾の満足權力の把握に汲々たるのみ眞の精神的安定と云ふものを有つては居ない殊にまた宗教上の信念のない人間として無價値の

者とならうとして居るのみならず既に國家的觀念を失ひ國家の爲めに協力すると云ふ立派な精神を蔑视し或は已に一步を彼の恐るべき主義に踏み入れて居るものもある様であります私は日本の將來の爲めに吾々民族の今後の幸福的發展の爲めに日本の労働者諸君が彼等に優越したる信仰を持し尊き信念の上に精神的安定を得られ以て彼等の轍を履まれざらんことを切望するものである。

報恩主義の宣傳

吾人は産業上の國家本位を高唱し思想上に於ては超國家論者を排斥し吾日本の尊き思想を根本義として超世界主義を以て進まん。而して此尊き超世界主義を以て世界人類を救濟せよ。今や世界人類は舉つて邪道に入らんとしつゝあり。

先づ其資格を顧みよ

八時間制を實施し國家に對し日本工業家としての本分を完ふせるものと認む可きものは先づ自ら願て其資格を確實にせざる可からず第一に英米の同一工業に比較し得る器械と設備とを有する工場ありや否や。

英米の熟練職工に劣らざる職工を有する工場ありや否や。其條件を具備せるものゝみ直に八時間制實施の資格を有すべきなり然るに其準備又は資格を有せずして己に自己の工場に於て八時間制を探るも自己の工場經營維持の可能なりと云ふのみを以て國家に對する産業家の本分を忘却し英米工業の設備に匹敵すべき準備なく迎合的に八時間制を實施する人は自己の工場維持と云ふ狹義の利己的見解者にして國家産業の將來と共に談する人に非ざるなり。

脱線論者反省を促し

各種の原料は勿論凡ての天然資源の乏しき、日本殊に産業上最も重要な鐵及び石炭の高價なる日本彼よりも熟練職工の少き日本に於て事情を異にせる彼我の産業狀態を無視し徒らに其思想のみを模倣して八時間労働制の如き即刻採用せんか歐洲戰亂後駆々乎として

發達の氣運に臨みし我産業界も遂には頓挫を極すべきや明なり。

日本は日本人の日本なり

或る急進論者體面論者若くは恐怖論者の子ふが如く歐米と同一の規準で行かねば人道上の見地から高壓的に制裁を受けるからと云ふので不本意ながら直ちに日本も八時間労働問題を解決しなければならぬとすれば人種問題はどうであるか移民問題はどうであるか英國の禁輸問題はどうであるか正義人道の上から日本の産業に打撃をも顧みず準備期間の猶豫もなく今直に八時間制實施の仲間入をしなければならぬと云ふことであるならば正義人道の上から先づ第一に人種問題や移民問題を解決してから之事にして貰ひたい位の意氣込みは労働者と云はず資本家と云はず我が國民が悉く有つて頂きたいと思ふ先方が國家國民の都合で夫れが出來ないと云ふ譯ならば此方も實際國家の産業上の立場から今直に八時間制の實施は困難であると云ふのは決して無理の主張でないと云ふ事が分ると同時に暫く其適用を延期すると云ふ事が正當に認められる筈ではあるまいか要するに日本は日本人の日本である歐米人の日本ではない今日の世界は米國と云はず英國と云はず將た佛國と云はず米國と云はず世界聯盟の重要な分子其物が——凡て侵略的でない限りは——國家本位でやつて居るではありませぬか吾々の主張する勞働問題の解決も亦侵略的でない自衛的であるから之を國家本位に考究することは人道上から何等の批を打つ處はないと思ふ國家の産業を犠牲にし國民の幸福を犠牲にしてまでも今直ちに八時間制實施の仲間入をしなければならぬと云ふ論據が何處にあらうか私共は正義人道の爲め第一に日本帝國の隆昌を祈り正義人道の爲め日本國民の眞の幸福を熱望する者であるのであります。

以上が私共の工業會で主張した精神であります若し之に對して反對の御意見がありましたならどうか御示教を仰ぎたいのであります。(終)

安川敬一郎氏の労働問題管見

九州の資本家安川敬一郎氏が九月末より十月初めに涉りて九州福岡日日紙上に掲載した「労働問題管見」なる論文は見る可きものも妙くなかつたが其内次の二章を抄録する。

一、一般職工労働者の悪弊

イ、勤続年限の短期なること 殊に鑛山業に於ては

著しい状態である、我が筑豊地方炭坑の現状を調査して見ると僅か一個年以内に甲乙丙の炭坑を流れ歩く者が甚だ多い、殆んど半數の坑夫は浪々として定めなき移動者である、中には三ヶ月以内で轉々する者が、少くないそれから總數の半數強は一個年以上の勤続者であるか其中でも三個年未満が多數である、三個年以上となると甚だ少數で之等は殆ど専屬労働者とも謂はるべし連中である、段々事業經營及び利益分配に對する労働者の権利といふやうなことも主張せらるゝが若し権利を與ふべき資格ある者を求むればそは此三個年以上の勤続者でなければならぬ、此等の勤続者を特別に

ら漸次待遇を善くして三個年以上に誘ひ行く手段を講ずるが如きは至極の妙法である、勤続年限が短くては事業經營者との了解も出來ず労働者の能力も發揮せられず事業家は労働者に同情しようとしても方法に困る譯である、併し大體に於て労働者の勤続に能ふるだけの待遇をなすべきは固より理の當然である。

ロ、労働者自ら後圖の念慮薄弱なること 教育が低級であるのと簡易生活に慣れたる結果とは相俟ちて着のみ着の儘を意に介せざる有様となり從つて同一場所に就業するの耐久力に乏しく屢々他の誘動に動かされ易いのは最も悲むべき弊害の一である、此連中になると衣食の外陋劣なる娛樂に耽り易く折角收入が増加すれば却つて遊惰に流るゝといふ有様である、此等に對しては如何にしても訓育を加へなければならぬ、唯賃銀を増すだけで彼等の爲に親切なる考慮を加へてやらぬと其労働者の幸福は増進し難い。

二、事業家側の爲すべき設備。

イ、衛生上の設備住宅寄宿舎の改良、食料水精選、

醫局、病室、避病室の設備、醫員の選擇等は皆頗る重要である夫れから食料品の監督別として夏期衛生上の注意、物乾場下水等の設備を之を疎かにしてならぬ。

ロ、教育機關及び娛樂場の設備 勞働者に逸樂を教

へずして生活の向上を圖らしむる爲には教育機關を具ふると共に高尚なる否少くとも劣等ならざる趣味を養成する娛樂機關を設くることが必要である、少年に施すべき義務教育と成年者に施すべき文化運動は此中に含まれる。

ハ、生活の安定を保障する設備

(一)利益分配の精神を加味して米廉賣所を設け當人のみならず家族の人數に應じ一人宛の量を定

むること。

(二)日用必需品を礪山直接の原價供給とするか然らざれば出入商人を監督して薄利にて供給せし

むること。

(三)紡績工場にて直轄貯を爲すには廉賣米を基礎

として料金を定むること。

ニ、勤務規律の獎勵及び實行。

ホ、勤績年限に準ずる累進的賞與制度を設くること。

ヘ、貯蓄心の獎勵 貯蓄の貴きを教ふると共に貯蓄に便利なる機關手續を設け又有利なる條件を附するが如きは最も必要のことである。

ト、共濟組合の設立 共濟組合では勞働者自ら設くべきものなれども事業主側から補給をなし勞働者をして喜びて之を實行せしむるやうな設備が肝腎である、事業家の支出する補給金は當ニ勞働者の要求すべき賃金の一部分であると説く人もあるが今日の勞働者の爲には夫れ丈け賃金を増すより補給金を附した方が共濟組合の實現を容易にするのは事實である。

チ、負傷者に對する平當を改善し單に政府の法令に則るのみに止めず出來得る限り親切に取計ふこと。

リ、諸保險法設定の件 勞働保險養老保險は最も必要である失業保險は餘程手心せぬと却つて一事業に落付かぬことを獎勵するする始末になる、之を設くるには大に研究を要する。

政府と物價調節

十月十一日新政會が原首相、高橋藏相より聽取したる政府の物價調節策は大體次の如く十二日發表された。

が世間通貨收縮の必要を説き日銀利上の急務を唱導する者あるも之による物價調節は百害ありて一利なきを以て斷じて將來日銀金利値上を實行せず過日日本銀行が利率を二厘引上げたるは單に市場利率に鞘寄せしたるのみにして日銀の自營上決行したるに過ぎず現今の金融界は昔日と事情を異にし民間銀行業者は幾億幾千と其預金を吸收するを原則とせり日銀が民間銀行へ貸出を行ふは或る特殊の時期十二月とか六月とかに限り然るに日銀の金利は民間銀行と懸隔ありしを以て二厘方利上げを斷行し市中銀行の金利と適合せしめたるなり尙將來日銀の利上げ斷行を欲せざるの理由は外國の金利と日本の金利との差を生ぜしむるに至り國際經濟上不得策なればなり國際金融上の關係に於ても日銀の利上げは困難なり次は在外正貨問題なるが在外正貨中英蘭銀行にて預金せる二億六千萬圓の兌換券發行の

正貨準備金を廢止するの如何は目下研究中に屬し明言の限りにあらず尙日本銀行の一億二千萬圓の保證準備金を擴張するの如何も研究中なり郵便貯金の金利引上げは國民の貯蓄心を獎勵する一策なるも這は他面に於て民間銀行業者を壓迫するの結果となる虞れあるを以て斷行する考へなし政府に對し外科的方法を以て物價調節を行ふべしとの意見を抱く者あるが積極的通貨收縮を斷行せば其の結果は對外貿易に惡影響を及ぼし延いては生産の發達を阻碍するに至るべし故に生産業の發達と對貿易を阻碍せざる程度に於て物價調節策を行はんと欲す其の方法は生産者と消費者との間に介在して暴利を貪ほる者を嚴重に取締り購買組合、公設市場を設く等の社會政策を實し尙市街地にあつては住宅の不足を補ふ爲めに建築組合を設け貸家を建築し又は鐵道運賃を遞減し生産者と消費便との便宜を圖らんとする綿絲其他日用品の輸出制限に關しては先づ暴利を貪る者を取締り尙ほ調節の目的を達せざれば或は第二の手段として輸出制限を行ふやも知れざれども目下は其考へなし最も適當にして急務なるは國民中不安を感じる一部の階級の俸給生活者に對し調節策を行ひ必要な

る社會政策を實行するにあり之が爲に日需品に對する物價調節を行はんと欲する下級官吏の增俸の如きは速かに實行したき考へなるも豫算の都合上九年度より實行せん計畫なり一部社會の困難せる階級に對して救濟する財源を考慮中なるが增稅は是れを避くる方針なり然れども已むを得ざれば敢て實行を辭せず增稅を行ふにしても富豪階級より徵收し中流以下に向つて救濟する意味の方策に出でたきも徒らに資本家のみ苦しめて我國の生産能力を減殺するに至るは考へものなるを以て十分研究の上行はん之を要するに物價調節は生産貿易を阻礙せざるの範圍に於て爲し建設的社會政策を行ふは爲政者として最も適當にして必要なる處置なりと確信するものなり。

製鐵業者と八時間制

十月十四日福岡日日新聞に東洋製鐵會社庶務課長は次の如く談じてゐる。

『製鐵業者と八時間勤務制とは重大な問題だ。三交替とすれば午前一時に交替せねばならぬ、製鐵所には罐の冷える様な事があればそれこそ製鐵所の生命に關す

る問題でりる。目下の如く十二時間とすれば晝夜勤務で其心配がない。』云々

治安法十七條撤廢と司法當局

十月十四日の中外商業新報所載、某司法當局の談と云ふを見ると次の如し。

勞働問題が歐米の影響を受け愈々勞働組合を組織すべく唱導しつゝあるも我勞働界は未だ歐米の夫れに比し大なる遜色あり故に未だ完全なる組合を組織する事實際は不可能の状態に在り余の見たる現在の我勞働界は斯の如き迄發達し居らず從つて萬一組合組織あるも夫れは一工場内に於けるものゝみ到底之れを完全のものと見るを得ず且つ動もすれば外部の煽動に盲動進退するを免れず現行警察法は現に内部より起れる罷業に對しては大體に於て刑罰を加へず只單に外部よりの煽動と認めたる時斷乎として之を適用し法の威嚴を示せるのみに罷業の性質に依り法の適用を異にする然るを以て現在の勞働狀態に於て俄かに同法の存廢を議するも最も早計なり此法は資本家を保護し勞働者の秩序

を維持し延て社會の安寧を計る爲めの方法なり此際の廢止論は勿論也。

セメント工場と八時間制

十月十四日、福岡日日新聞所載の淺野セメント會社と八時間労働制の關係は一般セメント工業より見たる八時間制問題に大なる暗示を與ふるものと見る事が出来る。之を抄錄すれば左の如くである。

淺野セメント門司工場の主要部分たる回轉窯は高熱を利用すべき特殊のものなるが故に屢々之を休止するは頗る不經濟たるを免れず今其生産上に及ぼす關係を見るに攝氏千四百度乃至五百度に高熱し居る窯の内面には耐火煉瓦を張り詰めありて其中を通過するセメントの原料は石炭の熱を外に發散せしめずして全部吸收するを以て石炭の節減となるのみならず一方生産上にも頗る有利なるが一度回轉を休止せんか其熱せられたる耐火煉瓦は冷却し再び回轉せしむる迄には更に前と同様に熱せざるべからずして熱量を消散せしむる全く其間石炭と生産力との損失莫大なるものあり故に同工場にても可及的同轉窯を休止せしめざる事と二日と十七日とを修繕日とし一日と十六日とを休業日と爲し職工は一晝夜に二回即ち十二間交代にて作業を繼續

し居れるが若し八時間を採用せば回轉窯の休止度數を増加するの困難なる以上八時間交代として一晝夜に三回の交代をなし更に三分の一の増員を行はざるべからず且つ從來の十二時間労働によりて受けたる賃銀と等しき労働を八時間労働の下に支拂ひ果して能率が之に比例して増加するや否や資本者側に取りては一の問題たるべく一は回轉窯に使用せらるゝ職工に就きての場合なるが回轉窯に入れる前に原料を粉碎する粉末機及び回轉窯を通過したる半製品クリンカーか粉碎する粉末機等多數に増設せられ其他原料が機械より機械に入る運転装置完成する事となれば其方面に使用する人員を節減し得るを以て回轉窯を使用せらるゝ職工を除きては八時間制の適用必ずしも至難ならず現在同工場の全職工數千三百人を九百人位に減ずる事容易なるべきもそは機械の増設工場の改善及び運搬設備の完成を前提とせざる可らず要するにセメント労働に對する八時間制の適用は前途猶ほ多數の準備は時日を藉さざる可からざるべしと云ふ。

鈴木司法次官と労働組合法

十月十四日頃鈴木司法次官の談として各新聞に表れたものは次の如くである。

政府にては労働組合に關する法律案を來る四十二議會に提案することに確定した尤も其具體的内容に關しては今日迄の所内務省より何等の交渉に接しないが各工場内に個々の労働組合を設けて労働者各自の親和向上を計ることは至極有益なる事業で此の意味に於ける労働組合の公認は當然の事である且治安警察法第十七條に何等抵觸せぬ要するに労働組合設立其者は何等該十七條に抵觸する行爲の確認せられたる時初めて該十七條の適用を見るに至るのである。

治安法十七條の存廢と政府 當局の意図

十月十五日の東京朝日新聞が某當局談として紹介した意見は次の如くである。

經濟學者及び労働問題研究者は多く理想的立論の下に之が廢止の必要を説き現に國際労働會議參加の際斯の如き法制の存在は啻に帝國の不面目なるのみならず

該會議參加國の資格に缺くるものなりと論する者あり然れども是等は皆經濟學說を根據とせし理想論にあらざれば國際關係に基く體面論にして國家治安を基とする法の立場より觀察したる實際說にあらず而して其の廢止の理由とする所は該法第十七條第一項前段の暴行、脅迫、毀棄等は刑法所定の犯罪行爲なれば此の規定を要せずして能く治安の目的を達し得べく、更に其後段第二號の目的（同盟罷業を遂行するが爲使用者をして労働者を解雇せしめ或は労働に從事するの申込を拒絶せしめ又は労働者をして勞務を停廢せしめ若くは労務者として解雇するの申込を拒絶せしむる事）を以て他人を誘惑若くは煽動することを得ずとの規定は労働者の利益を奪取し其向上發展を無視するものなりと云ふにあるも其の論據は同盟罷業を以て労務者の權利行為なりと認めず却て社會生活上のイブルなることを肯定し唯是れなくしては彼等の要求を満す能はざるが故に止むなく之を認むるといふに過ぎざる不徹底論なるも、是れ全く社會生活の實際を無視する能はざる倫理の矛盾にして其の矛盾を如何に洞察することを得ば自ら今日容易に之れを廢止し能はざる所以を解するを

得べし、唯其の要は「他人の誘惑煽動」を際限なく廣汎に解し其適用の範圍を決する能はざるの弊を恐るにあり然れども此の虞れは總ての法規に存する所の通弊にして是れあるを以て直に其の法規を不必要とせば一切の法規は其の存在の理由を失ふに至るべし余は兎に角該規定を廢止せんか現時の日本民族の社會生活は果して其の完全を期し得べきや吾人司法の局に當る者の常に經驗しつゝある事實に徴するに到底其の不可能なるを知る少くとも民族心理及び犯罪心理に關する理解を有し歐米と我邦との比較觀察を怠らざるものなれば國家治安上其の存置の必要を認むべきこと今日まで我國の隨所に起れる罷工騒擾等の結果を見るに彼等は歐米のそれの如く秩序節制ある行動に出でゝ飽くまで其の目的の遂行を期する能はず我國民性とも云ふべき弊所慄悼にして輕率なる殊に群衆心理脱線的徑路を取り結局目的を忘れて狂奔し單に暴擧の爲暴擧を爲し果ては放火強奪殺人の極犯行爲を演じて憚らざる如きは今日迄の司法事實が明示せる所にして是れ全く國民が社會的訓練未然にして公衆道德の觀念に乏しく對他的責任を重んせざるに基く所なり而して一方今日下級勞働者中

には尙刑餘の無賴者等其の數少なからず然るに何等考慮を用ひずして直に該法第十七條を撤廢せんか是則ち是等の輩にストライキを公許すると同様にて其結果は直に多くの重大犯人を出さしめ甚だ痛ましき彼等の末路を見ると共に社會の秩序を紊す事大なるべし此處に山本農相の言を借らんか同法は猶傳家の寶刀に等しく容易に之を抜くべきにあらずと雖も又是れなきに於ては其家運擁護の完全を期すべく一方國際的不面目の如き之を省みざるにあらざるも又目前の事實にして如何ともなし難き所なり。』云々

労働組合と警保局長

十月十五日の各新聞紙は政府が今期の議會に提出すると噂されてゐる労働組合法案に就いて次の如き川村警保局長の辯明を掲載した。

『頃日労働組合内に理事長を設け以て資本主對労働者間の爭議を協調せしめ而もそれを官選とするとの說あるものは全然誤謬にして當局に於ては労働組合内に於て官選の理事長を置くが如き意図なし内務省に於ては労働組合は之を社團法人として認めそれを一種の自治體となすを以て若し労働組合を組織せんとする場合は其

認可を受けて登録するの要あり而して労働組合員は一定數の議員を選舉して更に組合會を設置し夫を以て労働組合の議決機關とし之によりて其意思を發表す組合會によりて議決せられし事項を實行する爲には更に議員より若干名の役員を選舉せしむる次第なり而して労働組合は大體工場會社を基本團體とするや否やは尙不明なり尤も治安警察法第十七條の誘惑煽動の項を撤廢すと云ふが如きは目下考慮し居らず而して怠業の如きも一種の同盟罷業と見られ居るを以て若し誘惑煽動によりて之を斷行するが如きは第十七條の適用を見るを保し難し。云々』

帝國麥酒會社と八時間制

麥酒工業經營者の八時間制に對する見解を知る一つの材料として福岡日日新聞が十月十六日紹介したる帝國麥酒會社幹部の談を抄錄すれば次の如くである。

麥酒釀造は季節によりて其生産狀態を異にし四月より九月迄即ち春より初秋に至る間を繁忙期とし同期中には臨時に職工の増員を行ひ労働時間は朝六時より午後六時迄即ち十二時間(中一時間は休憩時間)を以て規定と爲し居れるが十月より翌年三月迄即ち晚秋より冬

に至る間は閑散期と稱し朝七時より午後五時頃迄にて作業を休止する状態なり工場内の組織は作業の性質によりて數部に分れ他工場に比し頗る複雜し居れるが今現在の職工數を各部分けとして示せば

機械係は機汽罐部十九名、電氣部九名、修繕部二十一名、計四十九名、製造課は製樽部二名、醸酵部二十五名、醸造部十一名、製品部二百〇八名計二百四十六名

にして其他倉庫部七十一名、製麥部二十九名を加算せば總人員三百九十五名を算せり然れども作業の中心となるべき職工は製造部の二百四十六名にして他は云はゞ之に附屬せる作業を爲す者なるが故に若し八時間制を採用するものとせば製造部に對して最も深甚の注意を拂はざるべからず同工場にては目下機械職工の收入経費等に就て調査し且つ各部に主任を配置して八時間制實施の可否に就き研究中なり而して結局は八時間制を採用して之に三四時間の殘業を附するか工場内を改善して機械の増設を計るか或は労働時間を現在の儘とし幾分賃銀の引上げを爲すか是等の中何れか其二を選擇するの餘儀無き状態にあるものゝ如し同工場にては

自下醸造工場約千坪の擴張工事中にて本年中に竣工し
來年は直ちに製造を開始する豫定なるが其結果現今の一ヶ年製造能力八萬石は約十三萬石に増大すべく追々繁忙期に入ると共に職工數も現在の約二倍に増加すべき見込なり職工優遇の方法として現在獨身職工三百人を收容すべき社宅を設置し更に家族を有する職工の社宅二百戸を新築中なり外米一升を四十錢にて職工一人に對し三斗宛分配し居れり。

門司淺野スレート會社と勞動時間其他の問題

十月十六日福岡日々新聞が紹介したる淺野スレート會社の現狀は次の如くである。

當工場は朝七時始業午後六時終業即ち十一時間なるも時間は休憩時間なる爲め實際の労働時間は九時間なるが職工數は製造部三十名、加工、荷造、乾燥及び仕上等に從事するもの三十六名合計六十名を算せり製造には全く機械力を用ひ先づアスベスト粉碎器により、石綿を送風器にてホレンダー室に沈澱せしめホレンダーを以て石綿とセメントとを混合せるものを攪拌し次

にタンタに卸し強壓して一定の大きさに切りたるものを作ナワブレス重量千五百頃の壓力を以て壓搾し製品と機械は一定の時間内に一定の原料を製品と爲すべき特殊の性質を有するものにて假令は製造原料一時分の分量を攪拌すべき機械の裝置ある際三十分間にて休止したりとせば残り三十分間分の原料は全廢棄するの餘儀無きに至るべきを以て時間の短縮はそれ丈け生産能力の上に一大影響を及ぼすものなり、故に労働時間を短縮して八時間と爲すが如きは製造方法及び機械設備の改善を行ひ、且つ晝間のみならず夜間の作業を開始し多數の人員を増加して交替せしむる等の方法を執るにあらずんば之が實行至難なるべし而も職工は労働時間の短きを希望せず長時間の労働に對し多くの收入を得る事を最も喜び居る現狀より見るとときは八時間制も當工場に於ては未だ實施の機運に向ひ居らざる様である。

犬養木堂氏の労働問題に關する意見

十月六日大阪朝日及毎日新聞紙上に大養木堂氏は左の如き意見を語つて居る。

労働問題八時間制度結構である、元來資本家が餘り要求し過ぎて居つたから資本家いじめも結構だが、労働問題を論ずるに單に資本家労働者といふ二面だけを考察して一國の生産如何といふ點の觀察を忘れては駄目だ、國の生産如何といふ事が終には資本家労働者何れもの損害といふことにならぬとも限らぬ例へば、日本製品が外國の市場に生命を持つて居た所以は物が安價であるといふ點にある、これが若し生産能力の關係で外國品同様の價格となれば日本品の賣れ行きは全く杜絶される、かくして資本家なり労働者なりが從前通り或はそれ以上の分配が需められやうか、自分は必ずしも八時間制を不可とするものではない又從前の工業狀態を以て満足して居るものではないが今日労働問題を論ずるもの此の點を果して十分に考察して居るであらうか、それに同題は八時間制のみを以て資本家なり労働者なりが満足し得べきものではない、八時間労働以外に労働者に智識を練磨するの時間をも與へねばならぬ其の機關として床次の所謂縦斷的組合、吾輩の

所謂同種類の組合を認めねばならぬ斯くて労働者が自覺を増して來れば資本家に對して對抗を強制すべき或權利を要求する、即ち選舉權の獲得を希望する様になつて來る事は決して遠い未來ではない、そこで即ち縦斷的組合以外に労働者全般を網羅した横斷的組合を必要とする、我々は此の考へで労働問題に臨むもので普通選舉實施の必要も亦此點に存するのである。云々

縦斷的労働組合法案と原首相の意図

十月十八日の各新聞の掲載したる所謂内務省案縦断組合公認に就いて原首相の意図は次の如くであつた

首相は未だ右の如き縦断的組合法案を來期議會に提出するの決心を爲さざるものゝ如く此際成るべく慎重の上にも慎重の講究を加へたる上理想的組合法案を制定するを妥當なりと看做しつゝあり即ち縦断的組合法案は一見寛に我國情に適したるが如くなれども之が、實施に際し今日迄成立せる諸種の横断的労働組合は當然解散の状態に陥るべきのみならず各國の實例上我國として遠からず横断的組合を公認せざるべからざるに

至るべく且、各國労働界の現狀は華盛頓に於ける國際労働會議の結果に依り今後如何に變轉すべきか逆睹すべからず故に同會議後我國は充分各國労働問題の真相をも考査し徐に時代の大勢に順應せる施設を設むるの必要あるべく旁労働組合法案の提出を延期して來る第4十三議會に理想的法案を提出するを以て適當なりと做し、ありと云へば假りに内務省が所謂縱斷的組合法案を起草するとしても果して之れを來期議會に提出するを得べきや、否や尙ほ疑問の存する所なりと原首相も若し國際労働會議の模様及本問題に關する國民的氣勢にして白熱的狀態を呈するが如き事もあらば急速に之が方針を決定し政府部内に於ける縦横兩様の意見を統一して一面國情に順應し他面時勢の進運に順應せる組合法案を來期議會に提出する事とすべしと云ふ。

労働問題に關する安達謙藏

氏の意見

十月十九日安達謙藏氏は京阪地方を通過して西下したが其節往訪の阪地新聞記者に對して左の如き意見を語つて居る。

中央政界を觀れば普通選舉説が高唱せられて殆んど的確なる輿論と化しつゝある、私一個の見解としても

普通選舉は最早や議論の餘地は無く唯殘る處は時機の寧ろ實施方法如何になつたかも知れぬ、現に我黨の少壯派に依りても此問題は眞面目に研究せられつゝ次第に實現的可能性能を帶びて來た唯我黨の提案として愈今期議會に現はれるや否やは茲に言明の限りでない、由來政黨は活物である、最後具體に到達するには相當の時を必要とすると共に機に臨み變に應じて躍動すべく豫め總て裸出するものではあるまい、

勞資關係に就いては特に我國の現狀より見て憂慮に耐へぬものがある單なる温情主義が己に人心を満足せしむるものにあらざるは言ふ迄もないが労働者が生活難と生活改善の名の下に不當の要求に走らざらんことを警告したい、何ぞや賃金の向上も程度を超ゆれば生産品の昂騰を招來し遂には自殺に等しき結果に陥ることを恐れるから同時に資本家は其投資に對して餘りに多くを貪つてはならぬ從來の資本家は或る意味に於て不當と見る迄貪慾であつた、私は利益を無視せよといふのではない自他ともに喜んで利すべく自ら收むると共に労働者にも出來得る範圍に於て其利益に均霑せし

めよといふのである、殊に労働者の教養などを忘るべからざる設備である、是とて從來の如き形式的の或は徹底せざるもの排斥するは勿論である、私は思ふ、維新に際し國家百年の利益の爲に世界的の特權たる彼の藩籍を奉還したる我國民は必ずや帝國將來の爲めに或る程度の私利を割くを厭はぬであらう斯の如き資本家の犠牲心と労働者の忍耐と其處に美しき我獨特の勞資協調を完成することが出來やうではないか、要は兩者の極端を警めて歐米に於ける或る罷業の如き惡例を未然に防止したいといふにある。云々

政友會の労働問題調査と床 次内相の意見

十月二十五日政友會の労働問題調査特別委員會で床次内相は左の如き意見を發表した。

從來余が一工場毎に設置する所謂縱斷的労働組合なるものを主張し居れるが如く傳へられたるもコハ事實に相違あり元來日本の現狀に徴するに資本家として當然なすべき施設も未だ十分に行はれ居らず又労働者側にも節則規律其他種々の點に於て十分の自覺なし故に

我國の現狀は勞資双方に改良すべきもの渺からず畢竟余の労働意見は此等の缺點を補足し改善せんが爲に立案せられたるものなりされば此見解にして正當なりとせば余の議論は正當なりとすべく之を誤れる見解なりとせば余の議論も亦誤れるものなるは申す迄もなし而して労働問題に就ては各方面より考究調査すべきもの多々あり兎に角労働者資本家間の意思疏通を圖るをして第一とせざるべからず即ち各工場において労働者と資本家との協調に依り労働者の要求が圓満に解決されたる場合労働問題の大部分は解決せらるゝものと云はざるべからず故に余の見る所に依れば労働問題の解決は要するに勞資兩方の意思疏通の如何にあり之が爲には各工場毎に資本家の労働者との意思疏通機關を設置するにありと信ず而して此の組織の要領は、一工場毎に労働者側より幾人かの代表者を選定し之が選舉資格としては六箇月位にても差支へなからべきも先づ大體一年以上の勤續者に之を附與することゝし次に被選舉資格者として二年乃至三年間同一工場に勤續せるものを以て之に充つることゝし常に各工場に移動するものに對しては選舉權を與ふるの必要なしと信ず而して之

と同時に資本家側よりも代表者を選出し一種の労資協調委員會を組織するを妥當とすべく員數に就ては種々の意見あるべきも大體勞資双方同數としたし斯くて種々紛糾すべき勞働諸問題を該委員會に附議すること、し附議案件は勞資兩代表者に其提出權を附與すべし該委員會の決議が不案實行に終る場合は如何に處分すべきや是亦問題となるべきが先づ斯る場合には成行に任せて然るべしと信ず外國には斯る場合採決を與ふるの實例あるも斯る強制手段を講ずるの必要なかるべし余は該委員には法人格を與へず單純なる一個の委員として存置するを適當なりと信ず兎に角之を法律を以て制するか或は一種の準則的の規定を設くることとするかは目下研究中なり之れ即ち余の所謂縱斷的員合として傳へられたるものにして余の考へにては労資協調委員會を組織せしめんとするに外ならず此點は特に世間の誤解を避けざるべきから尤も該委員設置案は次期議會に提出するや否やは目下考究中にて未だ何れとも決定したる議に非ず。二、横斷的組合問題に關しては目下種々調査を遂げつゝある事も頗る重大にて慎重の上にも慎重を拂ひ然る後意見を決定すべく現狀よりせば今

少し時日を置いて考究すべきものなりと信す之が組織に就ては同業組合あり産業組合ありまたIWWの如き一般的のものあり、現に我國の友愛會の如きはIWWの如きやものにして大阪の鐵工組合等は同業組合に比すべし又同一産業組合とも稱するも其内には種類あり制度もあり我國において之を公認するも十分考究せざるべからず。三、治安警察法第十七條の問題に關しては世上種々の議論あり同盟罷業に就ては格別公安を害せず誘惑煽動もなく誠に止むを得ざる事情の下に行はるゝものは妄りに壓迫せざるものにあらざるも此間煽動の行はれ易きものなるを以て警察行政の見地其他より今后永久に之を存置すべからざるは勿論なれば兎に角今日直ちに廢するの必要なし假りに之を存置するとするも勞働者が今後更に壓迫を受くるが如き事なかるべし然らば今日列國に其實例なき第十七條を廢止するを適當とせずやとの意見生ずべきも余は我國の現狀に鑑み之を存置するの要あるべしと信す要するに勞働問題は一種の社會的政策見地より施設をなさざるべからず例へば歐米における從來の勞働組合が自ら實行しつゝある勞働保險、勞働救濟等の如きは寧ろ社會政策の見

地より國家自身之を行ふべきものと信す即ち國家社會政策として公共團體及び資本家等をして労働保險を實施し住宅病院を設置し尙ほ疾病疫病の場合救濟に當らしめざるべからず故に若し國家にして自ら斯る事業に着手せんか今日労働問題の解決上重大問題として考究すべき諸問題は大部分國家自身又は公共團體之に當る事となり其效果又大なるべし。云々

農商務監督官勝部氏の労働

問題觀

十月二十二日福岡日日新聞に農商務監督官勝部兵助氏は現時の労働運動に關して左の如き意見を述べて居る。

昨年福岡に赴任せし前後に於ける全管内に亘る騒擾と一年後の今日に於ける同盟罷工などを比較するならば其處に自ら徑庭の大なるものあるを發見せしめる同盟罷工を遂行する形態に於ても相當の組織あり秩序ありて濫りに亂暴騒擾を敢てし社會の安寧秩序を破壊する如き行動のあることを聞く事が少ない又其要求の内容等にても從來の同盟罷工に於けるが如く賃銀増給のみを以て其主たるものとせるに比し労働時間の短縮或は

労働者團體に關するもの渺からず見受けられる。

是等は凡て其背後に横はる發現の源泉たる労働者の内的機能に何物かの加へられたるものあることを物語るものではなからうか或は騒擾乃至誘惑煽動は刑罰に觸るゝものなることは彼等を經驗によりて熟知したるが故に又労働時間の短縮乃至團結權の承認の如きは單に外國思潮の一時的模倣に過ぎざるものであるとも云へば云へない事もないかも知れない。

然り彼等は從來刑罰の辛き經驗をも相當に嘗めた又八時間労働乃至團結權の承認の如きも今次國隊労働會議の決議項目にも存し且外國にては既に大體に於て現に行はれつゝある所のものなるが我國労働者が之を主張するに至りたるは又以て彼等労働者の智能發達の程度を示すものでなければならぬのである又騒擾を慎むが如きは夫れだけ賢明になつた譯である。

是等主張行動の正邪曲直に就きては人に依りて各々其見る處を異にするものあらんも現時の產業組織の下に於ては其發展すると共に必然一應は経過せざるべからざる道程にして現時の労働運動は現代產業組織に於ける自然の產物であるといはなければならない。

然ればこの際是等社會運動に對して濫りに之を危險視し抑壓を之れ事とするが如きは決して策の得たものに非ずして寧ろ之を善導し其進むべき方向を誤らざらしむるの優れるや勿論なりといはざるを得ない抑壓せんとして決して抑壓せらるべきものに非ずして強いて之を抑壓せんとせばやがて一層に強められたる力を以て爆發せしむる所以にして遂に收拾し得ないことになる。

政府に於ても見る處あつてか來議會には勞働組合法案なるものを提出せんとするの運びにありといふことを聞いて居る併しながら斯くの如きは國家的施設のみによりては其效果を充分ならしむるものにあらずして直接勞働者を使役する企業家の用意は更に一層必要の大なるものあることを感ずるのである企業家に於てよく世情の推移を洞察し時勢に順應せんことをば期すべきである是自己の事業の發展に對し最も忠實なる所以なるのみならず企業家としての國家に對する德義的義務である。

而して之が實行手段として企業家の總明を要することとは云ふまでもなきことながら就中寛大なる雅量と勞労問題といへば治安警察法の廢止説が學者間にある

十一月十三日大演習陪觀の爲め西下した原首相の車中談として大阪毎日紙に掲載せられたるものゝ内普通選舉及治安法十七條に對する意見次の如くである。

原首相と治安法十七條及普選問題

労働者に對する眞の同情とが必要である換言すれば労働者の人格を承認し其事業上乃至社會上に於ける地位を完全に理解することより急なるはないと思ふ彼の陳腐にして併も頑迷固陋なる所謂主従關係的温情主義等に捕はれ労働者乃至使用人を視ること動もすれば自己の従僕視するが如き態度こそが最も慎むべきことである思ふ。

といふが俺には理由が判らぬ、何れの國だつて暴行、強迫、煽動、誘惑をしてよいといふ國は何處にもない。結局は法の適用の問題でそれは裁判で決める事だ治安警察法なるものは獨り労働者のみに適用するものではなく資本家にも適用するのだから必ずしも労働者のみを苛める法律ぢやないのだ、俺は治安警察法を撤廃する理由を認めない。

東京實業組合聯合會の決議

十一月廿日、東京實業聯合會では労働問題調査委員總會を開き委員全部出席の上資本家労働者の關係を圓満ならしむる方策に就て協議の結果左の如き議案を可決發表した。

商 業

第一、店員見習に對する補習教育

補習夜學校の必要は多數組合の認むる所なるが現時の狀態を見るに實績の上に幾多の缺陷あるが如し依て府市當局に對し改善を促して萬全を期すること

第二、店員に對する生活の安定

店員優遇の道を講じ且生活の安定を圖る爲勤儉貯蓄を獎勵すること

第三、従業者に對する利益分配

利益分與の必要を認む依つて賞與其他の方法により之を行ふこと

第四、店員に對する退職手當

店員等に對し一定年間以上勤續のものには退職手當を支給する必要を認心

第五、營業時間の一定

(イ)休日は一箇月一回以上とし日曜日に統一すること(ロ)休日實施に關し店員の休養及保健の必要と弊害防止の爲娛樂機關を完備せる公園の施設を當局に建設すること

工 業

第一、徒弟の補習教育

(イ)補習夜學校の必要を認む依て工場主は徒弟をして之に通學せしむる様努ること(ロ)公休日其他に適當の時間を選び毎月二回若くは三回講演會を開き徒弟に德義の道を教へ併て知識を啓發し以て常識の發達と品性の向上を計ること

第二、職工の福利増進

(イ)同種職業に從事する職工をして組合を組織せしめ其設立を待ら資本家組合と協力して職工の福利増進を計るの道を講ずること(ロ)資本家組合及職工組合の兩者間に相當權威ある仲裁機關を設け以て兩者間の圓滿を期すること

第三、失業者豫防救濟

(イ)同業組合は職業紹介機關を設け失業者の豫防救濟を圖ること(ロ)職業に基く不具廢疾者及老衰職に堪へざるに至りたるもの負傷、病、死亡者等に對する救濟又は共濟機關の必要を認むるも之れが施設に關しては法律の規定に依るを可とするを以て其制定を待ら公私協力して之等諸施設に努力すること

第四、労働時間の短縮及休日給與

(イ)労働時間を一日八時間又は一週四十八時間とするを原則とすと雖も本邦現下の生産組織に於て多數の工場は直に之を實行する能は

さる状態にあるは實に遺憾とする所なり依て相互期間内に之が準備を完成せざる可らず故に資本家側に於ては極力生産上必要なる施設の充實を急ぎ労働者側に於ては其間全力を傾注する集約的作業の習慣を養成し規律的労働に依る能率増進に全力を擧げ歐米諸國に比し何等遜色なきを期し我生産組織の基礎を危からしむるの恐れなきに努め以て労働時間の原則を一般に普及せしむるに至らんことを期す殊に多大の努力を要し又は神經を勞する作業にありては本則適用の更に急なるを信ず(ロ)労働組合は大體重要物産同業組合法の如く横断的に制定し左の綱領に依ること

(一)組合は法人組織となすこと(二)組合員は満二十歳以上の男女労働者を以て組織すること(三)組合は府縣の區域によつて職業の種類別に組織すること(四)組合の重要な事項は組合總會の議決を以て決定すること(五)組合は理事を置き事務を處理せしむること(六)組合結は經費負擔の義務を有すること(七)組合員たる義務に違反したときは過怠金又は相當の制裁を設くること(八)地區を異にする組合相互の氣脈を通じ協同して組合の發達を計る爲同一種類の同職組合聯合會を組織する得ること(九)就業は不道徳の行爲なるのみならず法律上正義の觀念に違反するを以て之を禁止する規定を組合法中に設くること

第五、婦人並に少年傭使

(イ)深夜の就業は禁止すること特殊の工業にては直に實行し難きものにありては一定の準備期間を設け之が實行を期すること但し特別の事情ある場合に限り傭者被傭者相互の協定に依り一定期間内禁止時間を伸縮するを得(ロ)最低年齢は十四歳以上とすること(ハ)保護年齢を十七歳未滿とすること

第六、出産前後に於ける婦人の取扱ひ及幼児保育

(イ)出産前後の休養を與ふる日數を六週間とする(ロ)幼児保育機関は市府縣及其の地區内に於ける工場主との協定により適當の施設を講ずること

第七、黃燐燐寸製造の禁止
黃燐燐寸製造は一定の準備期間を講ずること但し準備期間中は特に衛生上の施設を完全にすること

第八、工業實習學校と經濟知識の涵養
諸機械取扱の實習を主として傍ら之に必要な補習教育を施す可き學校の新設を必要とし且一般工業技藝學校に一層經濟的知識を涵養せしむる爲政府に適當の施設を迫ること

八時間尙早說(日清紡績)

專務宮島清次郎氏意見

十一月二十三日中外商業新報に宮島清次郎氏は八時間制に關して左の如き意見を述べて居る。

現今我工業界に於ける労働時間制度を一瞥するに鑛山業(坑内就業者は八時間)化學工業及製煉業就業は十二時間、鐵工業は十時間、纖維工業は十二時間二交代制を採用しつゝあるが是等諸工業に對して八時間制度を採用せんとするの適否に關しては諸工業は其立場を異にするを以て一様には觀測し難きも概して云へば我國の如き過渡期の工業界に於ては縱令除外例として二ヶ年間の延期を認めらるゝとせよ而も斷じて時機尙早也と云はざるべからず左れば皆々之が實施を見るに至らんか工業界の發達を阻止するは勿論社會政策上亦決して輕視すべからざる問題なり即ち八時間制度實施の

結果第一に着目せざるべからざるは労働者をして餘裕を生ぜしめたる八時間を有効に使用せしめ得べき設備ありや否やの問題なり例へば鎌山業の如きは多くは田舎に所在し高尚なる娛樂の設備等に至りては殆ど之を見得ず恐らくは今後二ヶ年と雖も其設備の完全は到底望み難かるべし強て之を求むれば讀書の趣味を養成するの外なきが過去を顧みれば遺憾ながら此事は思も寄らずして彼等の多くは唯酒色と賭博とに走らんのみ亦都會地に於ては多くは寄宿生活にして家庭生活者は極めて少なく而も工業の種類に依りては寄宿舎制度の容易に改め得ざるものあるを以て結局彼等の娛樂は之を舍外に求めざるべからずが斯くては種々誘惑の襲來するものあるべく殊に女子労働者の如きに至りては吾人の理想としては十時間一部制とし（輸入機械は順調に到着するものとして）之を三年後に實施し更に之を三年間経験したる後に始めて八時間一部制に改むるを可とするものなりそれとて單に經營者の收益より見れば到底減少は避くべからざるものあらん若し今回の如く愈々深夜業を廢止し八時間制を採用するとすれば其打撃の甚大なるべきは言ふ迄もなし今之を紡績業に

就て觀るに八時間二交代制とせんか一面より見て時間の短縮されたる時間を有効に使用し得たりとせば（到底望み得べからざるもの）保健衛生上相當の效果あるべく從つて労働者募集を容易ならしむるの利益なきにあらざるも他面に於て労働時間を從來の三分の一を減少すべきを以て現今三百餘萬錘の中百萬錘を休止せると同様の結果となり之を二年後に實施し機械の輸入状況は現状を持続するの前提として觀測すれば少くとも來年四五月以後の製品相場は生産減を見越して益々昂騰せざる迄も決して低落を見ざるべし又經營者より之を見れば収益の減少は免れず更に我紡績業の前途より見れば擴大せる海外の販路を縮少さるゝの結果となり國民經濟上又不利なるを免れざるなり然るに世人往々にして八時間制は能力を増進するものなれば生産力減退するの憂なしと論ずる者あるも工業には機械を主とするものとありて一概に論ずべからざるのみならず或種のものに至つては時間の短縮必ずしも能率の増進を來すものにあらざることに氣付かざるは誤れる議論と云はざるべからず。

保安警察事務に關す岡警視 總監の辯明

十二月八日東京府會大正九年度豫算會議に於て、岡警視總監は八年内の保安警察事務中勞働問題に就て左の如く辯明した。

秩序を保ちたる同盟罷工に對しては無干涉主義を執り來りたる結果大體に於て勞資協調の一端を示せりされど國法に觸れたる事故は相當の取締を斷行したり又近時思想問題に就て調査したるが決して悪化するが如き傾向無しと信ずるもの之れを悪用せんとするものに對しては務めて警戒を怠らざる方針なり。

政友會總務小川平吉氏の勞

労働問題解決案

政友會總務小川平吉氏は十二月二十九日國民新聞に左の如き意見を述べて居る

労働問題は今世紀の大問題である、我邦に於て歐米諸國の如く労働狀態の行き詰まらぬ中に此問題が八ヶましくなり、且つ比較的工業旺盛にして所得多き時代に勃發したるは洵に仕合である、今の中に各方面とも十分に研究し、論議し工夫し、施設したならば相當な

る解決を得べきことと思ふ。

労働問題はいふ迄もなく物質的問題であると共に靈的問題である、労資の關係は數理的關係であると同時に法律的關係であり、又倫理的關係である、故に労資の關係を改善して労働問題の解決を圖るには、この三方面に就きて工夫を凝らし、又努力せねばならぬのである。

近來世間に現はるゝ所の論議を見るに、或は労働者の賃銀增加、時間制限、災害救助失業防止等物質的改善の議を初とし、労働組合法の制定、治安警察法の撤廢等、労働者自身の活動と其の向上發展に關する立法問題が中々盛んであるやうに見受けられる、何といつても物質的改善は元より必要である、一人たりも困苦缺乏の者ながらしむる所は最も必要である、我邦に於ては古來政治の要諦は茲に存すとまで重要視せられて居るから、國家としても相當なる施設を爲すことは勿論であると思ふ、即ちかの労働保險法の強制、職業紹介所失業救濟機關の設立等を初め適當なる方策はどこ迄も銳意實行すべきである、しかし國家は國家として當の關係者たる人々は國家の力を餘り引き當てに

せず、自ら進んで相當なる施設經營に努力するのが當然である、我邦に於ても往々にして關係者の施設比較的完美せるものあるを見るは喜ばしき事である。

然れども物質的の改善のみを以てして労働者の解決をむ望のは無理である、何となれば勞資の關係は物質的關係以外に重要な倫理關係なるものがあるからである。

次に労働組合に關する法律制定の件であるが、今日我邦に於ては組合の組織は自由であるが故に種々なる組合又は組合類似のものが出來て居る、又之れからも出来るであらう、儲其の中の如何なる組合が最も宜ろしきものであるか、如何なる組合が最も我邦に適當するのであるか、それは深く考究すべき事柄である、特に法律則ち國家の力を以つて之れに干渉する場合は一層十分なる調査と工夫とを要する法律は神様の如くに物を創造する事は出來ぬものである、たとひ法律が或る組合の組織方法を公定しても、之れが活用運轉はやはり労働者其人には在つて存するのである、資本家其人には在つて存するのである。故に詮じ詰むれば労働問題の解決は物質的改善のみを以て足れりとせず法律の制

定のみを以て足れりとせず、必ずや倫理的關係に重き振興、人格の向上、之れが第一番に必要である。

道徳心の振興、人格の向上、之は最も教育の力に俟つのである、教育を普及して道徳と共に知識をも高めねばならぬ、知識の缺乏は労働問題の解決を困難ならしむる者が多い、又今日の教育には改善すべき點が多い、之は主として教育當事者に望まねばならぬ、現今之の教育が物質的に傾き過ぎる部分的に走り過ぎる、之れ等の議論は今は省略するが差向き當面の問題として一般國民が道徳の振興と人格の向上との點に重き注意を拂ひて倫理的に自覺する事である、其れに就きて最も我々は我國民性の長所を自覺して之れが發達を圖る事が必要である。

予は今茲に外國人と比較して労働問題の解決に關する我國民性の長所を擧げて自覺を促すの一端に供したいと思ふ。

歐洲並に隣國支那の如きは、古來幾度か、國家も個人も激烈にして峻酷なる鬭争を繰り返し、數々他を征服せられ加ふるに階級の戰爭、宗教の戰爭等、慘憺た

る歴史の上に、氣候風土生活等の關係も手傳ひて、著しく權利思想の發達を來し、個人主義の旺盛を見るに至つた、其結果競爭進歩の實は之を擧ることを得たれども、過度の權利の主張は新なる爭鬭を招き極端なる個人主義の發達は不斷の衝突を來した、又人種の關係社會組織の關係其他歴史上の事情よりして、各階級互に阻隔し、互に嫉視するの甚しきものあり、之れ等種々の事情は險惡なる勞働問題を惹起するに與りて力多かりしと同時に之れを解決するにも餘程の障害となるのである。

我邦は同一の人種にて同一の祖先を有し、同一の言語風俗習慣を以て三千年來平穩なる生活を續け來り家に在ては家長の下に團體的親睦の生活をなし、上には即ち萬世一系の皇室を戴きて、恰も一大家族の如き共同生活を營み來つて未だ曾て異人種に征服せられ、殘酷なる鬪争を繰返した事はないのである、加之氣候風土產業教育等の關係より國民相互の間に著しき親愛の感情あり、歐米人支那人等の個人的性質に反して、社會的性質に富む、其結果或る場合には依頼心を生じ易き缺點もあれ共、共同生活を圓滿に爲し遂ぐるに就

ては非常なる強味を有する者である、又我國民は前述の事情よりして非常に平等の思想に富める點がある、従つて我國民は縱（則ち上）には服従するが横（即ち同胞）には中々服従せぬ、上 皇室の下に在りて國民は皆平等であると信せられてあるからである、祖先が同一であると信せられてあるからである、同一人種であるからでもある、支那人歐米人の如きは今日の友人が明日成金と爲り、又は貴き位置に立てば直ちに之に服従するが、日本人は中々新成金や新華族には心服せぬ、右と同様の事情よりして各個人各階級の間に、尊敬の念と親愛の情を缺かぬ、美風がある徳川幕府の時代には人民に階級を付けたけれども各階級の間に侮蔑と虐待とは餘り甚だしくは行はれなかつた、否各相互の間に尊敬と親愛とを缺く事は非常なる惡事とせられてゐたのである、況んや四民同等の今日である、かの労働者に對しても、西洋や支那の歴史に見るが如き峻酷殘虐なる事は殆んどないのである、今日歐米諸國に於て『労働者は商品に非ず』などゝいふ事を新に原則視する事は我國民の多數には一寸諒解し兼ねる位である、之は則ち國民の多數が平等の觀念相愛の感情よりして

労働者に對して實際に人格を尊重する念があるからであると思ふ、労働者自身も亦自らさまで卑屈なる特殊階級のものとは信じては居らぬのである、實際我國民の大多數は米の飯を食ひ、疊の上臥して、織物の衣物を著るといふ點に於ても殆ど相接近し、類似せる生活を營んで居る、之れ等も亦益々平等の觀念を強くし、相愛の情に資する點があるのである。特に我國民は個人の向上發展に就き、貧富を問はず機會均等である事は歐洲の某々諸國の比でない、又階級嫉視の思想の如き今日以後階級戰爭を開始して幾年をも経過したる後ならばいざ知らず今日に於ては幸にして殆ど甚しきものはない實狀である。

是れ等特殊なる性格は國民よく之を自覺し、且つ助長するに於ては大に社會の進歩に貢獻するに足るのみならず、労働問題の解決に裨益する所少くないと信ずる。

然るに近來經濟界の變動、外來思想の瀰漫其他の事情より、往々にして此美風を破壊するの傾向あるは嘆すべきである、特に嘆すべきは彼の一流の暴富の徒又は一部貴顯の輩が無遠慮に其金力權勢を發揮し、濫用

し以て社會の風教を害し、且つ平等相愛の觀念を破損しつゝある事である、例へば我邦人は美衣美食をするにも支那人西洋人の如く貧窮者の面前にて無遠慮にやるには忍びないといふ掬すべき情があるのである、然るに彼の或る人々が己れ獨り榮華を極めて他を顧みぬといふは最も卑しむべき事である、之を第一に改めねばならぬ、又資本家の如きも株式會社等の名の蔭に隠れて殘虐の行爲を敢てし少しも恥るなきが如きものも追々に殖えて来るやうである、この恥を知らぬといふことは日本人として最も卑しむべきである、富豪の徒が先づ之を犯したならば、如何にして社會の改善を期する事が出来るであらう、現に昨年の米騷動の如きも之れ等富豪の不謹なる行動に憤慨したのが主なる原因である、食へないからやつたのは殆んどない、之れ則ち日本國民が縱則ち上には心服するが横則ち同胞には中々容易に心服せぬ、彼も我も先祖は同一である、平等である、不埒の事をすれば承知せぬといふ觀念が旺盛なる證據である、近頃頻發せる同盟罷工の中にも物質的原因の外亦此反動的氣分に基くものも少からぬやうである、吳々も資本家の猛省を望むと共に、労働者

に在ても亦深く我國民性の長所を自覺して、歐米の形式を心醉し其短所を丸呑みにして以て能事畢はれりと爲すが如きなからん事を切望せざるを得ぬのである。

我國民は古來外來の思想を巧に消化して、元祖たる本家より以上の成功を遂げて居る、労働問題の如き物質的にも精神的にも容易ならざる面倒なる問題ではあるが、冷靜に細心に研究調査し、且國民性の長所を發揮して之れに臨んだならば、其解決必ずしも困難ではあるまい、世界に於て此問題に對し最も賢明なる解決を與ふるものは我日本國民ではあるまいか、其の成否は一に繋て國民の覺悟如何に在りと信ずる。

終りに臨んで治安警察法第十七條撤廢の事について一言する、該法の撤廢がどれ程一般労働者の向上に都合よきや疑問であるが、第一に注意を要するは該條の規定が一般資本主及労働者の自由を保護し、且つ産業の阻害を防ぐの意味に出でたるものであることである故に資本主にも労働者にも同様の規定を設けてあるのである、元來同盟罷工なるものは萬己むを得ざる場合に於て初めて許容さるべきものである、然るに未だ其れ眞の狀態に達せず、多數労働者が安んじて業務を繼

續しつゝある際に、暴行脅迫煽動、誘惑等不正なる手段を以て罷工を強ふるは、實に一般労働者の自由を害するものであるから、國家は之を捨て置く譯に行かはぬのである。